

而して千九百七年度に至り手形賣却高及び銀貨鑄造高の共に俄然減少せるは印度凶作の結果に外ならずして、印度の貨幣制度は此の凶作の爲めに危機に遭遇せるなり。

蓋し千九百七年度は、モンスーンの候降雨乏しくして、農産物凶歉を告げ、輸出著しく減少せると同時に輸入は多額なりしか故に、印度の貿易は一時逆調となり、法定の金銀比價を維持すること最も困難となれるに際し、偶々米國に於て恐慌激發し、相争ふて金を吸収するに至れるを以て、印度の貨幣制度は益々危険を感ずるに至れり、何となれば、斯かる事情に於ては倫敦にて意の如く印度手形を賣却する能はさるのみならず、反て印度より金を輸出せざるへからざるの必要に迫れるはなり、而して印度政府が此の危機に遭遇し能く貨幣制度を擁護して難關を經過するを得たる者は、一八九九年以來金貨本位準備金を設置し、其の大半を倫敦に積立て、必要に應じ此の在倫敦資金に宛て、金貨爲替を賣出すを得たるか爲めなり、今先づ千九百七年度及び千九百八年度に於ける印度手形賣却高の多少を見るに左の如し。

印度貨幣
制度の危
機

一九〇七年 三月二十七日より
八月二十七日まで

八、六〇四、九八〇

一九〇八年 三月二十五日より
八月二十五日まで

六八一、九九六

一九〇八年の減少

七、九二二、九八四

故に此の時期間に於ける一九〇八年の賣却高は殆ど記するに足らざる小額にして、前年に比すれば、約八百萬磅を減少し、又一九〇八年度の賣却豫算高一千八百五十萬磅に比すれば、殘額極めて大なるを知るへし、斯く印度政府は倫敦に於て手形を賣却して金貨を吸収する能はさりしと同時に、カルカッタに於て在倫敦資金に對する金貨爲替を賣出して金貨資金を失へり、其の高左の如し。

一九〇八年 三月十六日より
八月十三日まで

八、〇五八、〇〇〇

即ち一方に於ては印度手形を賣却して金貨を得ること約八百萬磅を減少し、一方に於ては金貨爲替約八百萬磅を賣出したるか故に、印度政府の金貨は千九百七年度に比して殆ど一千六百萬磅を減少せるを知るへし、而して印度手形賣却高減少の結果として、其の代金仕拂の爲めに銀貨を支出すること減少し、又金貨爲替を賣出して得たる銀貨は、金貨本位準備金勘定に於て之を積立つるか故に、

印度政府の銀貨蓄積高非常に増加せるは論を俟たざるなり、即ち金貨資金を吸収する能はずして、反て之を吐出し、又銀貨資金を吐出する能はずして、反て之を吸収し、斯くの如くにして法定の金銀比價を維持するを得たるものなり、而して其の後幸にして印度の事情大に改良し、金貨爲替の賣出は停止せられ、倫敦に於ける印度手形の賣却は次第に増加せるか故に、印度は茲に漸く貨幣制度の危機を脱し、追々其の失へる金貨資金を補填せんとするの機運に向ひたりと雖、印度政府が銀貨を蓄積すること非常に大なるを見れば、同政府が印度手形の賣却代金を以て銀塊を購入するに至るか如きは、未だ容易に期待すべからざるなり、然れども聞く所に依れば本年（一九〇八年）印度の農産物は豊作なりと云へば、印度人の賣買力は必らず増加すべく、又印度人其の迷信により同年に於て婚姻を見合せたる反動の他日に現はるゝときは、銀に對する印度人の需要一時に増加すべしか故に、昨今動もすれば二十二片臺にまで暴落せる銀塊相場も、追て恢復の傾向を呈するに至るべし。

上述の如く、印度の貨幣制度は最近に於て危機に遭遇したりと雖、金貨本位準

備金ありしか爲めに、能く難關を經過するを得たるものなれば、平生に於て同準備金を豊厚にするの極めて緊要なること明にして、若し同準備金薄弱なるときは、危険の時に於て金貨爲替本位を支持すること能はざるへき也。（四十一年十一月）

二 印度の金貨本位準備金

印度政府が千九百七年農産物凶歉なりし結果を受けて、貨幣制度の維持上非常の困難に遭遇し、在倫敦金貨本位準備金に對して爲替を賣出し、即ち間接に金貨を以て銀貨の兌換を行ひ、斯の如くにして、纔に其の困難を凌ぎたることは、余輩が既に之を記せるか如し、而して此の準備金は印度及び倫敦に之を積立て、銀貨鑄造利益を以て之に充つるものなるか、印度に於ては遙に地銀の相場に超過せる人爲價格を銀貨に賦與するか故に、銀貨の鑄造高大なれば、利益も亦隨て多きは勿論にして、恰も各國が補助貨幣の鑄造に依りて得ると同一の利益を得るものなり、左れば此の利益を蓄積して金貨本位準備金に充つるは、至當の事にして、今バツケット氏の論文に載する所に依れば、印度政府が年々銀貨鑄造の爲め

銀貨鑄造
より得た
る利益

に得たる利益は左の如しと云ふ。

一九〇〇年度	三、〇三一、二九四 ^兩	一九〇四年度	一、七九〇、三八〇 ^兩
一九〇一年度	四一五、一〇〇	一九〇五年度	三、四八八、七〇〇
一九〇二年度	二六四、〇二八	一九〇六年度	四、〇一四、四二五
一九〇三年度	二、六二七、五七五	一九〇七年度	一、二二七、〇〇〇

故に此の八箇年間の合計は一千三百七十五萬八千餘磅に達せるものなり而して千九百七年三月三十一日迄は銀貨鑄造利益の總額を金貨本位準備金に繰入れ、且其の大半を英國に送金して、同國の有價證券に放下し、以て其の利殖を謀りたりと雖、同年四月一日以後に於ては、銀貨鑄造利益の半額を政府に分付し、之を以て鐵道の資金に充つることと爲せり、是れ蓋し印度政府が金貨本位準備金を以て既に十分の多額に達せりと思惟せるか爲めならん、而して千九百八年三月三十一日に於ては在倫敦同準備金は左の如く英國の有價證券及び現金より組織せられたりと云ふ。

整理公債	七、三九五、三七九 ^兩
軍事公債	一、四六四、一七五

在倫敦印
度金貨本
位準備金
高

地方債券	五〇〇、〇〇〇
トランスヴァール三分利付公債	一、四九四、三二四
愛蘭土地公債	五三八、七二〇
國庫債券	一、〇〇〇、〇〇〇
大藏省證券	一、五七五、〇〇〇
現金	一、一三一、二二三
計	一五、〇九八、八二一

然るに印度政府は「ルビー」に付一志四片の金銀比價を維持せんか爲めに、在倫敦資金に對し爲替を賣出すの必要に迫り、千九百八年三月二十六日より八月十三日まで、約八百萬磅を賣出したりと雖、倫敦に於ける金貨本位準備金の中、此の爲替の仕拂に應すべき十分の現金なきを以て、印度政府は有價證券を賣却するの止むを得ざるに至り、其の賣却高は七月末日までに約四百六十萬磅に達し、此の外に印度政府は三十三萬餘磅の金を印度より英國に輸送し、且紙幣の準備金として英蘭銀行に預入れたる金貨中、二百萬磅を同準備金より解除して爲替の仕拂資金に移し、斯の如くして、漸く金貨爲替の仕拂資金を調達せるもの

の如し、若し夫れ印度の事情にして依然改良することなく、金貨爲替の賣出を要すること一層久しきに亘りたらんには、印度政府の金貨資金は漸く竭盡し、之が爲めに少なくも一時は其の貨幣制度の破壊を招き、米國の恐慌以來各國共に不景氣を苦めるに際し、更に一大攪擾を起したるへきに、其の然らざるを得たるは、當に印度の爲めに大幸たるのみならず、又世界の經濟の爲めに大幸なりと謂はざるへがらす、而して印度政府は倫敦にて銀貨爲替を賣出す能はずして、反てカ
ルカツタにて金貨爲替を賣出せるか爲めに千九百八年九月の頃に於ける同政府の銀貨所有高は前年に比すれば約一億八千二百五十萬ルビーを増加したり、故に印度政府が再び銀塊の購買者として市場に現はるゝまでには尙ほ多少の時日を經過すへきや明なり。

印度政府が金貨本位準備金を有價證券に放下するに對しては非難なきにあらざるなり、蓋し印度政府が有價證券を購買するに當ては其の相場を騰貴せしむるの傾向あるへしと雖、金融市場變調の時に際し、止むを得ざるの急に迫りて之を賣却せんとせば、其の相場を下落せしめざるを得ずして印度政府自ら損失

印度政府
有價證券
購買問題

を招くへき耳ならず、一般の有價證券所有者に迷惑を及ぼすことなきに非ざるへし、是を以て倫敦金融界に於ては、往々印度政府の此の處置を非難し、準備金は須らく現金にて保有せざるへからずと論ずるものありと雖、元來準備金は平時に蓄積して、臨時に支出する者なれば、臨時に之を支出せんとするに當り、有價證券下落の爲めに幾分の損失を蒙るありとするも、平時に利殖する所を以て、之を償ふに足るものあらん、且有價證券の賣却を要するときは、印度政府は専ら英蘭銀行に對して之を賣却するか如くなれば、一度に非常の多額を賣却せざる限りは、其の相場に及ぼす影響も左まで大ならざるへし、要するに準備金の幾部は現金にて保有せざるへからず、又之を有價證券に放下するとしても成るへくは大藏省證券の如き確實にして且短期なるものに放下するを得策とすと雖、其の全部を悉く現金にて保有するは、不經濟たるを免れざるなり、故に印度政府の有價證券購買問題は、大に考究を要するものなり。

印度の所謂金貨爲替本位なる方法は、施行後十五年の星霜を経て、兎に角に成功せるものと認めらると雖、一朝凶年饑歲に會じ、印度の輸出非常に減少すると

印度に於
ける金貨
爲替本位
の方法

きは、爲替相場の低落を起し、法定の金銀比價を維持する能はざるに至らんとするなり、故に印度の貨幣制度に如何なる弱點あるや、又印度政府は危機に遭遇し、如何なる方策を以て之れに處するやは、大に注意を要する所にして、殊に清國に於ても、早晚印度の例に倣ふことあるへければ、常に印度の經驗に就て講究するは甚だ緊要なりとす、蓋し印度の英國に對する爲替相場一志三片^三以下に低落するときは、印度より金を輸出するを利益とするに至るものにして、此の時に方り能く法定の金銀比價を維持せんと欲せば、印度政府は一「ルービイ」の銀貨を提示するものに對し、一志四片の金貨を交付し、直接に金貨を以て銀貨の兌換を行ふか、又は、在倫敦資金に對する爲替を賣出して、間接に其の兌換を行はざるへからず、而して印度政府は最近の危機に遭遇し、金貨爲替賣出の方策を實行し、即ち一「ルービイ」の銀貨に對し、一志三片^三の金貨爲替を賣出せるものにして、此の相場に正金輸送費を加ふるときは、丁度一志四片に當るなり、故に英國に送金せんと欲するものは、一「ルービイ」の銀貨に對し、一志四片の金貨を得るも、將た一志三片^三の銀貨爲替を得るも、其の損益正に相同しとす、而して印度政府は金貨爲替

賣出の手段に依りて、法定の金銀比價を維持し、貨幣制度の破壊を免るゝを得たるは、既述の如くにして、苟も相當の金貨資金あれば、銀貨をして一定の對金價格を維持せしむるに足るは、猶ほ相當の金貨準備あれば、紙幣をして金貨平等の價格を維持せしむるに足ると相同しきなり、夫れ相當の金貨資金あれば、一定の金銀比價を維持するに足ること斯の如し、況や列國が相協同して金銀複本位を採用するに於ては、金銀の比價を永遠に一定し、毫も動搖の患なからしむるに足るは、斷して疑を容るへからざるなり、唯金貨本位全盛の今日に於て、複本位の優勝を語るも、世間之に耳を假すものあらざるへしと雖、今日金貨本位の諸國が幸ひに非常の困難に陥らす、人をして貨幣本位の問題を忘却せしむるに至りたるは、全く金の産出豊裕なるか爲めたるに外ならず、他日若し金の産出非常に減少するあらんには、貨幣本位の爭論か、再ひ往年の激烈を回復するに至るへきは必然なり、然れども他日の事は姑く之を他日に譲り、今日に於ては印度及び清國の如きは、兎に角に金貨爲替本位に依るの外あらざるへし、而して此の貨幣制度を鞏固ならしめんと欲せば、金貨資金を充實にするの極めて緊要なるは、印度最近の

經驗の教ふる所なり、且此の貨幣制度に於ては、銀貨鑄造の爲めに大なる利益を生ずる者なれば、此の利益を積立て、金貨資金に充つるを得べきなり、余輩は清國が先づ銀貨を以て統一の貨幣制度を起すの最も急務たるを信し、且統一の制度確立せる上は、一定の金銀比價を維持し、銀價の動搖より生ずる經濟上の紊亂を一掃せざるべからざるを信するが故に、印度の經驗は大に講究の價値あるを疑はざるなり。(四十二年十一月)

三 金貨爲替本位

所謂る金貨爲替本位なるものは、實際銀貨を通用し而かも其の銀貨と金貨との間に一定の比價を維持せんと欲するものなり、是れ一見甚た奇なるか如しと雖、實は敢て奇とするに足らざるなり、彼の補助貨幣を見よ、其の實質價格は大に名稱價格に劣ると雖、之が發行高に適當の制限を加へ、且つ必要に臨み政府本位貨幣を以て之を兌換するを辭せざるに於ては、能く其の名稱價格を維持し本位貨幣と對等に通用せらるゝにあらずや、又米國若くは佛國其の他羅甸同盟國に

金貨爲替
本位の趣
旨

於ける本位銀貨を見よ、此等諸國は元來複本位を採用したるも、銀價の底止する所なき下落に恐怖し、獨り金貨の自由鑄造を存して銀貨の自由鑄造を禁止し、今日に於ては所謂る跛足本位なるものを行へり、然るに其の銀貨は發行高に制限あり、且つ實際間接に金貨と兌換し得るの方法あるが故に、金貨實際の比價金一銀三十餘なるときに當ても、佛國にては一と十五半、米國にては一と十六の法定比價を維持し、金銀兩貨は同稱同價を以て共に無限法貨として行はるゝにあらずや、加之彼の不換紙幣の如きも、嚴に之が發行高を制限し、且つ將來兌換開始の見込あるに於ては、能く其の平價を維持し得るにあらずや、今金貨爲替本位も全く同一の理に基くものにして、銀貨の發行高を制限し、且直接若くは間接に金貨と兌換し得るの手段を設くるに於ては、能く金貨に對し一定の比價を維持し得べきなり。

然れとも之を實行するに當ては固より多少の困難あるを免れざるへし、殊に印度の如きは世界の銀塊吸收國を以て著稱せられ、約半世紀間銀貨本位を固守したるに拘はらず、事情の壓迫終に抗し難く、一朝突如として金貨爲替本位の試

實行の困
難なる事
情

驗を斷行したることなれば、其の當初の困難は實に甚しきものありしなり、抑、印度は年々約一千七百萬磅の金貨債務を英國に仕拂はさるへからず、然るに印度政府の歳入は悉く留銀貨を以て徴收するものなれば、往時の如く倫敦銀塊相場が常に六十片前後に往來し、隨て銀貨十留と金貨一磅とは其の價格略ぼ相當せる時に在ては、印度政府は大抵一定せる銀貨額を以て必要の金貨額と交換するを得たりと雖、彼の獨逸の金貨本位採用と共に低落の端を開きたる銀價は、其の後滔々低落して底止する所なく、一八九〇年九月には尙ほ五十四片^{五/八}なりし倫敦銀塊相場は、一八九四年三月には二十七片に低落し、即ち僅に三年半にして五割餘低落したり、銀價の激變斯の如くなりしか故に、印度政府は其の金貨債務を支拂ふか爲めに益、多額の銀貨を要すと雖、租税は容易に増徴する能はずして、財政窘蹙を極むるのみならず、殆んど歳計豫算を立つる能はさるに至れり、同時に又貿易上の擾亂も固より名狀すへからざるものありしなり、是れ印度の財政家か多年最も苦慮焦心したる所にして、同國大藏大臣ダヴィッド、バルボリア氏の如きは列國共同の複本位を實行し、以て此の困難を救治せんと期したれとも、如何

せん英國政府が頑然其の金貨本位を變更するを肯んせざりしか故に、一八九二年ブラッセルズに開きたる列國貨幣會議も終に要領を得ずして失敗し、且一方に於ては米國政府が其の購銀の法律を廢止せんとするの形勢ありしを以て、印度に取ては最早他に出つへきの道なきものと認められ、終に一八九三年六月二十六日を以て銀貨自由鑄造の禁止斷行せらるゝに至れり、是より先き印度の事態益、急を告げしかば、英國政府は一八九二年十月二十七日を以て印度貨幣調査委員を撰任し、該委員は其の結果を秘密を以て政府に報告し、政府乃ち該委員の勸告を採納したりと雖、議院未だ之れを論せざるに先ち、殆んど間髪を容れざるの疾速を以て之を斷行したり、而して其の斷行せらるゝに及び、飛電始めて天下に傳はり世をして一驚を喫せしめたり、是れ蓋し米國の購銀處分にして先鞭を着くるに於ては、銀價更に暴落し、印度は層一層の窮境に陥るへきを恐れたるか爲めにして、果せる哉、米國政府は一八九三年一月一日を以て毎月四百五十萬、オンスの銀塊買入を命したる彼の購銀の法律を廢止するに至れり、故に此の一八九三年は世界の貨幣史上最も著大の變革ありたる最も記憶すへきの年にてあ

印度に於ける改革の目的

然れば印度か此の改革に依て遂行せんと欲する目的如何と云ふに、一留銀貨の英國に對する價格を一志四片の割合に維持し、即ち印度銀貨十五留をして英國金貨一磅に相當せしめんと欲するにありき、而して此の目的を達せんには先づ銀貨の供給を制限し之れをして、缺乏價格を得さしめざるへからず、故に銀貨の自由を禁止して其の鑄造權を政府に把握し、金を輸納する人に對してのみ政府は一志四片に付一留の割合を以て銀貨を交付すへしと規定し、又政府の租税其の他の公納には一磅に付十五留の割合を以て金貨を受領すへしと規定し、而して印度政府か倫敦に於て賣却する印度手形の如きも、成るべく此の比價に近邇せる相場を以て賣却せんことを期したり、改革の趣旨は斯の如きに外ならず、人民は從來の如く何時にても銀を輸納して銀貨鑄造を請ふの自由なし、故に銀貨の供給は追々に制限せられ、早晚人為價格を維持するに至るへしと雖、當時財政窮乏して政府は必要に臨み銀貨の兌換に應ずへき金貨資金の準備なかりしを以て、恰も空拳を揮て銀貨の價格を維持せんと欲するの概ありき、苟も定位貨

改革困難の事情

幣の理を知るものは、結局銀貨に人為價格を與ふるの絶望に非ざるを許せり、然れとも其の茲に至るまでには歲月を要することにして、或は試験案の中途に歸するなきかは頗る懸念すへき所なりき、是れを以て世界の耳目は此の試験案の成敗に集注せられたり、而して試験案の遂行を危険ならしむへき事情を概括すれば、凡そ左の如くなりき。

印度の市場には米金約五億弗に當る本位銀貨既に流通し到る所に充溢せり、故に假令ひ將來の供給を制限するも、俄に其の價格を引上ぐることに甚た困難ならざるを得ず、是れ一なり、印度土人は銀を嗜好すること極めて強きを以て銀貨を貯藏すること必ず莫大ならん、而かも其の高果して幾何に達するやは到底知るへからざるなり、土人或は改革の趣旨を解せずして、當分は依然銀貨を貯藏するあらん、然れとも市場銀貨の供給漸く減少して其の價格同量の地銀よりも騰貴するに至れば、土人終に其の銀貨を吐出して地銀に換ゆるの大利あるを悟るに至らん、故に銀貨纔に騰貴せんとすれば、土人の貯藏銀貨從て吐出せられ、斯くて貯藏銀貨の放散は久しく銀貨の騰貴を抑壓すへし、是れ二なり、銀貨に人為價

格を與ふるときは、銀貨の私鑄を誘ふの虞あらん、是れ三なり、又印度銀貨の外國に存在するもの多からん、而して印度に於てのみ此の銀貨に餘分の人爲價格ありとせば、此等の銀貨は必ず先を争ふて印度に返流し、以て銀貨の騰貴を妨ぐべし、是れ四なり、銀價低落するときには銀貨國の輸出は獎勵せられ、輸入は沮碍せらるべし、然るに今印度に於て銀貨自由鑄造を禁止せば、銀價必らず暴落すべし、然れとも若し改革にして實効を奏すとせば、印度銀貨の價格は其の割合に低落せざるべきなり、故に他の銀貨國の輸出を獎勵して印度の輸出を沮碍するの結果なきを得ず、即ち印度貿易の權衡を不利ならしめ爲替相場を低落せしむるの結果なきを得ず、是れ五なり、外國人は印度より輸入せる物品代價を仕拂はんか爲めに、従來は印度政府か倫敦に於て賣却する印度手形を買入れ、又は銀塊を現送したり、今自由鑄造禁止の爲め印度に於ける銀塊の輸入杜絶すとせば、一時印度手形の需要増加し之を高價に賣却するを得べしと雖、結局に於ては印度の輸出減少するか、又は銀塊に代はるべき他物品の輸入あるに至るべし、輸出減少とせば印度手形の需要も從て減少し、他物品の輸入ありとせば、之に對する商業手

改革案發
表の影響

形は印度手形と競争すべし、何れにしても、印度手形の高價を久しく維持する能はず、是れ六なり、若し又銀塊は依然印度に輸入せらるるものとせば、矢張り銀塊は印度手形の競争者となりて手形の高價賣却を妨ぐべし、是れ七なり、以上は印度改革案の成功を疑ひたる攻撃的批評の大意にして、當局者も亦其の成功に關しては大に顧慮する所ありたるか如し。

然れとも此の改革案の發表せらるるや、銀貨の價格は地銀の相場と漸々懸隔を生ずるに至れり、勿論當初兩三年間は貯藏銀貨放散等の爲めに非常の困難を感したりと雖、銀貨は地銀の相場に從て浮沈するに拘はらず、尙ほ多少の上位に立ち、終に一八九七年五六月の交より一志四片の公定比價に達し、其の後概して此の平準を維持するに至れり、而して政府は一八九九年に至り、印度及ひ倫敦に於て金貨準備資金を設置し、銀貨の金貨兌換を保證するか爲めに銀貨鑄造利益を積立て、此の資金に充つべきを規定せり、今銀貨鑄造は四割前後の利益あるか故に此の利益を積立つるときは資金の増殖難きにあらざるべく、其の現在高一九〇三年三月末には三、八一〇、七三磅なりしか、一九〇五年三月末には一〇、九

八四、〇〇〇磅に増殖したり、又政府は若し銀貨下落するときは外國へ輸出すべき金貨を間接に供給するの方針を取りたりしか、而かも實際に於ては金を輸納して銀貨を求むるもの多くして、反對に金貨を求むるもの少しと云ふ、事情斯の如くなるか故に、終に政府は一八九九年九月十五日を以て、英國の金貨は一留に付一志四片の割合にて印度に於ける無限法貨たるべき旨を布告し、印度造幣局は金貨自由鑄造の爲めに公開せられたり、左れば此の改革の爲めに貿易及び人民に及ぼしたる得失に關しては仔細の研究を要するものあらんと雖、金貨爲替本位を設定するに於ては兎も角に成功したりと云ふを得へし。

是を以て比律賓、巴奈馬、墨西哥等既に其の例に倣ひ東洋に於ける英佛の屬地も亦其の例に倣はんとせり、而して將來更に其の方法の試験せらるべき最も廣大なる版圖は實に清國なるへし、是れ余輩か以上金貨爲替本位の大要を述べて讀者の參考に供せんと欲する所以なり、蓋し清國の貨幣改革は同國に於て最も重大なる問題たるは勿論、通商各國就中我が國に取て非常の關係なくんはあらず、故に吾人は最も周密なる注意を此の問題に拂ひ、詳かに其の得失を講究せさ

清國と金貨爲替本位

改革實施の順序

るへからざるなり。

之を要するに金貨本位を實行せんとせば、先づ銀貨の供給に適當の制限を加ふへし、金を輸納する者に對し一定の割合を以て銀貨を交付すへし、斯くして受領せる金は準備資金として之を積立つへし、金貨準備資金を設置して必要に臨み金貨を以て銀貨と交換し、若くは金貨拂の爲替手形を賣出すへし、斯くして受領せる銀貨は金に對して交換する場合の外は市場に出さずして之を積立つへし、斯の如くなれば金銀兩貨の間に一定の比價を維持するを得べきなり、列國共同の複本位説を主張する余輩よりすれば、跛足本位の如き、金貨爲替本位の如き固より共に窮策たるを認めざるへからず、斯かる窮策に訴へてまでも金銀兩貨の間に連鎖を設くるの必要あるを見れば、又以て複本位説の眞理たるを證明すへきなり、然れとも列國の態度依然今日の如くにして改まらざる間は、便法として金貨爲替本位を採るか如き又止むを得ざるなり。(三十八年十二月)

列國共同複本位

四 銀價騰貴と金貨爲替本位

金銀比價
變動の影

金銀比價の變動は貿易並に契約を攪擾するの惡結果なきを得ざる也、而して今日英國、日耳曼、露西亞の如きは純然たる金貨本位を採用し、獨り有限法貨たる補助貨のみに銀貨を使用し、又佛蘭西、白耳義、瑞西及ひ米國の如きは複本位を採用し、金銀兩貨を共に無限法貨となすと雖、金貨のみ自由鑄造を禁止したるか故に、實際は金貨主となり、銀貨は唯客として配用せらるゝに過ぎず、是れ其の制度が跛足本位の名を得たる所以なり、又銀貨國たりし印度の如きは金銀比價變動の弊害を堪ふる能はずして、終に夫の金貨爲替本位なる方法を採用し、實際は銀貨を使用しなから尙ほ其の銀貨と金貨との間に一定の比價を立て、以て金貨國に對する爲替の亂高下を防かんとしてたりしか、其の事能く成功したるか故に、近時比律賓、巴奈馬、墨西哥の如きは何れも印度の例に倣ひて金貨爲替本位を採用したり、而して今日大國にして依然銀貨國と稱すべきものは實に清國あるのみなりとす。

金貨爲替
本位の妙

斯の如く銀貨國は金貨爲替本位の方法に依りて金銀比價變動の危険を免れ、銀貨を使用して尙ほ金貨國たると同様の地位に立たんとせり、蓋し銀貨の鑄造高を適當に制限して其の需要に超過することなからしめ、且必要に臨み金貨を以て銀貨と交換するの道を開くに於ては、銀貨は能く地銀に超ゆるの價格を有し、銀貨相場の下落に關せずして能く金貨に對する一定の比價を維持するを得へし、銀貨既に金貨に對する一定の比價を維持す、故に此の銀貨は國際爲替上の關係に於ては金貨たると異なるなきなり、是れ恰も銀貨を金貨に化するものにして、金貨爲替本位の妙機實に茲に存するなり、然れとも若し銀塊相場大に騰貴するあれば如何、銀貨は其の供給制限せられ且金貨と交換し得るか故に、銀塊相場下落するとも銀貨は別に卓然として人爲價格を有し、銀塊に伴ふて下落することあらざるなり、然れとも若し反對に銀塊相場騰貴し、同質同量の銀は銀貨としてよりも地銀として一層の高價格を有するに至れば如何、是れ余輩か曾て論したる如く、金貨爲替本位破壊の危険の伏する所なり、而して今や此の危険を實際に經驗するの機會は來れり。

銀の需給
近況

近年銀塊相場は大に騰貴したり、是れ銀の需要大に増加したりと雖、其の供給は之に應じて増加せざるか爲めなり、世界の銀塊吸収國たる印度に於ては、銀貨自由鑄造の禁止後も銀の需要衰へざるのみならず、農業發達、鐵道擴張、外資輸入等の爲めに其の需要益増加し、印度政府が銀貨鑄造の爲めに毎年銀塊を購入すること甚た大なり、日露戦争の爲めに増加したる銀の需要は一時的のものなるか如しと雖、一旦滿洲其の他清國の各地に散布せられたる銀は到る所に吸収せられて、再び銀塊市場に返流するは甚た稀れなるべく、且余輩の希望するか如く、我が對滿洲經營の進行と共に畫一紙幣益、同地方に行はるゝに至れば、之か兌換準備として銀を要すること大ならざるへからず、而して清國各地に於て鐵道建設を首とし、其の他諸般の事業漸々興起するに至れば、銀の需要一層増加すべきは明なるのみならず、世界に於ける技術上製造上の銀の需要も年々益増加しつゝあり、殊に從來日耳曼及び米國は巨額の不用銀貨を蓄積したるか故に、之を以て補助銀貨鑄造の原料に充て、又羅甸同盟の諸國は五法銀貨を熔潰して同様の目的に供したりしか、其の不用銀貨竭盡し若くは減少するに従ひ、以上の諸國は

倫敦の銀
塊相場

早晚他の諸國と共に補助銀貨の原料を市場に求めざるを得ざるなり、是れ實に銀に對する需要の狀況を一變せしむる原因なりとす、之に反して銀の供給は如何と云ふに、多年其の相場非常に暴落したるか爲めに、下等銀坑の如きは得失相償はすして廢業したり、而して其の採掘を再興せんには排水及び掃除を要し、新機械の据付を要し、事務員及び坑夫の募集を要し、決して容易のことにあらざるなり、且今日産出せらるゝ銀は大抵鉛、銅、亞鉛の副産たるに過ぎざるか故に、銀塊相場の騰貴は、銀の産出を奨勵するの効力甚た大ならざるなり、是を以て近年金の産出は非常に増加したれども、銀の産出は殆ど増加せざるなり。

今日に於ける需要供給の事情斯の如し、而して倫敦の銀塊相場は一八六六年の平均六十一片 $\frac{1}{2}$ より益、暴落して一九〇二年十一月及び一九〇三年一月には二十一片 $\frac{1}{2}$ の最低點まで達したりしか、爾來次第に恢復して一九〇六年五月十日には三十一片に騰貴し、昨今の電信に依れば三十片 $\frac{1}{2}$ なりとあり、而して此の昨今の相場は米國政府が補助銀貨鑄造の爲めに銀塊を購入せるに基くと云ふ、今銀塊相場三十片乃至三十一片なるときは、金銀の比價は金一銀三十一餘乃至

三十餘に相當するなり、然るに比律賓、巴奈馬、墨西哥が金貨爲替本位を設立するに於て採用したる法定の金銀比價は何れも約金一銀三十二なりしか故に、銀塊相場三十片以上となるときは銀貨は地銀として使用する方一層の高價格を博するに至らん、何となれば銀貨としては三十二の銀を以て一の金と交換するの規定なりと雖、地銀として三十一若くは三十の銀を以て一の金と交換するを得ればなり、是を以て銀貨は鎔解せられ輸出せられて金貨爲替本位の維持は頗る困難に陥らざるを得ざるなり、關係諸國は果して此の問題を如何に解決すべき乎、是れ最も注意を要する所なり。

比律賓は一九〇三年を以て、巴奈馬は一九〇四年を以て、又墨西哥は翌五年を以て、何れも此の金貨爲替本位を實行したり、茲に比律賓の例に就て一言せんに、其の「ペン」銀貨を九百位四百十六「グレイン」となし、銀貨「ペン」の爲替價格を米國金貨五十仙と規定せり、即ち其の金銀比價は約金一銀三十二に相當するなり、而して比律賓政府は紐育に於て金貨資金を積み、輸出の爲め金貨を需要するものあるときは、該資金に對して振出したる金貨拂の爲替を以て銀貨と交換するな

比律賓の
金貨爲替
本位方法

り、其の交換割合は一「ペン」に付五十仙なりと雖、爲替料として參着爲替なれば零分七五、電信爲替なれば一分一二五を交換請求者より仕拂ふを要するなり、而して巴奈馬及び墨西哥に於ける方法も亦之に準ずるものと知るへし。

米國政府が比律賓に此の方法を設立するに當ては固より十分の熟考を経たるなり、而して將來銀塊相場の或は騰貴するあらんを慮りて、特に銀貨の爲替價格を當時實際の地銀價格よりも約一割五分方高く規定したり、以爲へらく、既に此の餘地を存すれば假令ひ銀塊相場騰貴するとあるも、容易に金貨爲替本位を危険ならしむるの患なからんと、然るに事情の將來は到底確知し得へからずして、今や銀塊相場の騰貴せること前述の如く、三四年にして四割餘騰貴したり、數年前までは學者及び市場の老練家は専ら下落のみを豫言したるに、今や反て向後尙ほ一層騰貴すへしとの見込を立つるに至れり、是に於てか米國陸軍卿は先年大統領より國際爲替調査委員に任命せられたるコナント、ジェンクスの兩氏に意見を諮詢したりしに、兩氏は之に對する復牒に於て、速に比律賓の金銀比價を改定するに非ずんば銀貨は同島より驅逐せらるゝの危険ありと爲し、遲滯な

く適當の處分を施すの急務なることを勸告したり、蓋し金貨爲替本位の主張者は期待して謂へらく、若し銀塊相場騰貴するあれば、銀貨輸出せらるゝと同時に金貨之に代りて輸入せらるゝか故に、銀の供給は増加して其の騰貴を抑へ、金の需要は増加して其の騰貴を促すへし、是れ安全辦たるの作用を行ふものにして、金銀の比價は此の作用の爲めに維持せらるゝを得へしと、即ち複本位制に於ける矯正作用と同様の作用行はるべきを豫期せるものなり、而して之を實際に徴するに固より此の作用は行はれたり、墨西哥に於ては一九〇五年銀塊相場の三十片以上に騰貴するや、爲替委員並に墨西哥銀行は忽ち此の機會に乗して其の銀貨を吐出し之に代へて金貨を吸収したり、其の結果約四千五百萬ペソの銀貨を吐出して倫敦の銀塊市場を潤澤したりと雖、之か爲め久しく銀塊の騰貴を抑ゆる能はざりき、是を以てコナント、ジエンクスの兩氏は一層比律賓銀貨の流出を恐るるに至れり、然れとも兩氏は金貨比價の改定に關して一定の策を献するを爲さざりき、唯、銀の將來は確知する能はざるか故に國會に於て新比價を決定するよりも、寧ろ事情の趨向に應じて銀貨の品質量目を改定するの權限を比律

金銀の比價改定方法

賓政府に賦與すへしと勸告したり、米國政府に於てすると將た比律賓政府に於てするを問はず、要するに今日の事情に於て金貨爲替本位を維持せんと欲せば、金銀の比價を改定せざるへからず、之を改定するに二法あり、一は舊に依て米國金貨五十仙を本位となし之に對する銀貨の品質量目を改定するにあり、一は銀貨を現在の儘に据置き其の爲替價格を五十仙以上に増加するにあり、此の二法互に得失ありて何れか實行せらるゝやを知るへからずと雖、コナント、ジエンクスの兩氏は第一法を可とせるか如し、印度は金銀比價を金一銀二十四に公定したり、故に銀塊相場か四十片前後に騰貴するに非されは、其の貨幣制度に擾を受くることなし、之に反して比律賓の如きは銀塊相場の最も低落せる時に於て金貨爲替本位を設立し、且公定の金銀比價は餘地を存すること甚だ狹隘に失したるか爲めに、僅に數年にして忽ち之か改定を要するに至りたるは惜むべきなり。(三十九年八月)

三 世界金銀の産出

一 金産出高増加の影響

近年世界の金産出高は駁々として益々増加しつつあり、而して今や世界の各國は大抵其の主なる貨幣として金を使用せざるはなく、隨て紙幣並に預金に對する準備金として専ら金を充用せざるはなし、故に金産出高の著しき増減は各國の經濟上に對して重大なる影響なくんはあらず、金産出高の増加は殖産貿易の發達を奨勵し、金の分量増加すると同時に其の用途も亦増加し、結局一般の物價に左までの影響を及ぼさずして止むべきか、又は金の供給膨脹の程度は殖産貿易發達の程度に超越し、終に一般の物價に變動を起すに至るべきか、其の結果何れにありとするも、共に經濟上に於ける頗る緊要なる事柄にして常に注意を怠るへからざるなり。

貨幣の價格下落すれば債權者損して債務者利すへし、之に反して貨幣の價格騰貴すれば債務者損して債權者利すへし、是れ貨幣價格の變動より起るべき最

金産出高
加の影響

世界の金
産出高

も緊要なる結果なり、而してジエヴォンス氏は下落せる貨幣を以て債權者に仕拂ふは一部の債權廢棄を行ふに同しくして、社會に害ありと爲し、之に反してラツレ氏は貨幣豊富にして其の價格下落するは害にあらずして寧ろ利なり、之を反對の事情即ち貨幣匱乏にして其の價格騰貴するに比すれば、寧ろ望まじきことなりと爲せり、故に今後金の産出益増加して止まずとせば、之か爲めに一般物價の騰貴を起すべきや否やは第一の問題なり、若し此の變動ありとせば、是れ歡迎すべきや將た擯斥すべきやは第二の問題なり。

今米國造幣頭ジョージ・ローバーツ氏の調査に依れば、世界の金産出高は左の如し。

自一八五一年平均	一三三、二九八、〇〇〇 ^噸
至一八六〇年平均	
自一八六一年平均	一二六、三〇一、〇〇〇
至一八七〇年平均	
自一八七一年平均	一一五、〇八一、五〇〇
至一八八〇年平均	
自一八八一年平均	一〇七、五〇四、九五〇
至一八九〇年平均	
自一八九〇年平均	一一八、八四八、七〇〇

金産出高増加の影響

一八九一年	一三〇、六五〇、〇〇〇
一八九二年	一四六、六五一、五〇〇
一八九三年	一五七、四九四、八〇〇
一八九四年	一八一、一七五、六〇〇
一八九五年	一九九、三〇四、一〇〇
一八九六年	二〇二、九五六、〇〇〇
一八九七年	二三七、五〇四、八〇〇
一八九八年	二八六、八七九、七〇〇
一八九九年	三〇六、七二四、一〇〇
一九〇〇年	二五四、五七六、三〇〇
一九〇一年	二六〇、九九二、九〇〇
一九〇二年	二九六、〇四八、八〇〇
一九〇三年	三二五、五二七、二〇〇
一九〇四年	三四七、一五〇、七〇〇
一九〇五年(豫算)	三七五、〇〇〇、〇〇〇

又米國造幣局の調査に依れば、今日世界に於ける金の現在高を約六十億弗なりと推算せり、勿論各國金貨の流通高を精確に算定するは極めて困難なるものあれば、斯の如きの統計は多少臆断に基くを免れずと雖、各國の重なる銀行並

金の貯蔵

に大藏省に於ける金の貯蔵高に至ては、稍、精確に算定し得るものなり、而して此の貯蔵高の統計は左の如しと云ふ。

一八八三年(十二月末日)	一、〇〇七、七〇〇、〇〇〇 ^弗
一八九五年(同上)	一、九一五、〇五三、〇〇〇
一九〇〇年(同上)	二、四九八、三九七、〇〇〇
一九〇四年(同上)	三、一四六、五七〇、〇〇〇

現状斯の如し、而して今後の趨勢如何と云ふに、ロバート氏は一九〇六年に於ける世界の金産出高は多分四億弗に増加すべく、来る二十年間に於ける毎年の産出高を平均四億弗宛なりと豫算するは、寧ろ内輸の豫算なるへしと云へり、又此の二十年間に於ける金の技術上の消費高を毎年一億弗なりと見るは相當の豫算なるへしと云へり、故にロバート氏の此の豫算に従へば、世界に於ける金の現在高は二十年を経て二倍するものなり、果して斯の如く金の産出高年々増加して止まずとせば、之か爲めに如何なる結果を生すへきか。

之か解答を求むるには、徒に將來に向て臆測を下すよりも、既往の歴史を回顧するを可とすへし、而して金の産出高俄然大に増加したるの先例は、彼の一八四

八年に於て加里福尼の金坑發見せられ續て一八五一年に於て濠洲の金坑發見せられたる時にありとす此の二大金坑殆と同時に發見せられたるか爲めに金の産出高は一八四〇年の約一千五百萬弗より一八五一年乃至一八五五年の平均一億三千七百萬弗餘に増加し更に一八五六年乃至一八六〇年の平均一億四千三百萬弗餘に増加したり是を以て其の影響の極めて劇甚なるべきを憂慮したるもの少なからずしてシヅァリーエ氏は愕然として金貨を廢止せんことを佛國政府に忠告し金の洪水忽ち世界に汎濫すべきか如くに想像せられたり然れども實際に於ては金の購買力を減少し一般物價を騰貴せしむるの結果は甚た徐々に來り殆と感知し得へからざる程なりき之を亞米利加發見の爲めに墨西哥及び白露より銀の供給頓に増加したる時に比すれば其の影響意外に溫和なるものありてシヅァリーエ氏の豫言せるか如く無數の打撃と疾苦とを生ずることあらざりき而して其の一般物價に及ぼしたる影響に關しては諸説一ならずしてトック氏の物價史に依れば一八五一年と一八五七年との物價を對照するに金の新供給の爲めに物價を騰貴せしめたりと認むべきの事實なく此の間に

金坑發見
と物價騰貴

起りたる物價の變動は何れも該物品の需要供給に關する他の事情を以て十分に説明し得べきものなりと爲せり之に反してソールベック氏ソートベール氏ジエゾンス氏の如きは金坑發見の爲めに一般物價の騰貴したることを論證したりと雖其の騰貴の程度に就ては諸氏調査の結果多少相異なれり今少しくジエゾンス氏の説を摘出して參考に供せんとす同氏は一八六五年に於て論じて曰く

吾人若し今日の物價を一八四九年に於て其の最低點に達したる時の物價に比すれば二割一分騰貴せるを見るなり若し又一八四五年乃至一八五〇年の平均物價を標準として採用するときは騰貴の割合は一割一分なり金坑發見に基ける真正なる永久の騰貴程度は此の二の割合の中間にあるべきこと疑ふへからずして多分は其の高き制限即ち二割一分の方に一層近邇すへし金坑發見は此の物價騰貴を起したるものなり云々。

同氏は又一八六九年に於て論じて曰く
余は五十種の重要商品を標準として測りたる結果一八四九年以來物價の眞

正なる騰貴が一割八分の程度に達したる事實の儘に論定せられたることを、至極の確信を以て、茲に再々斷言せざるを得ず、是れ疑なき金の下落なり、何となれば此の事實は金の一般の購買力か真正に減少せることを表する者なればなり、又吾人は此の事實を金坑發見の結果に歸せざるを得ず、實に教授ケヤチス氏か明瞭に指摘したるか如く、此の金坑發見の結果は多分は吾人か立證し得るよりも更に大なるものあらん、何となれば以前に於ける物價の趨勢は確然下落に向ひつゝありしに拘はらず、金の新供給は物價の一層の下落を妨けたると共に、更に下落に代へて其の騰貴を起したるものなればなり云々。

是れジュヴォンス氏か詳密精覈なる統計上の調査を盡して得たる決論にして、ツールベック氏ソートベール氏等の調査の結果も、大體の歸着に於てはジュヴォンス氏と相符合せり、故に當時金坑發見の爲めに物價の騰貴せる程度に關しては、諸説一致せずと雖、兎に角一般の物價に騰貴を起したることは、證明せられたる事實なりと認めて可ならん、而して金坑發見の影響か豫期の如く劇甚ならずして、亞米利加發見の時よりも大に平穩なるものありしは何の故ぞや、惟ふに之

金坑發見
と物價騰貴
の影響を
激甚なら
ざる事
情なら

を精細に説明することは容易ならずと雖、其の重なる事情の二三を掲ぐれば左の如くならん。

(一)世界の交通運輸大に進歩したるか故に、二大金坑より掘出せられたる金は一層速に世界の各部に平分均配せられ、亞米利加發見の結果として激増したる銀か、往々一所に堆積して、流動循環の便を欠きたる如きこと少なかりき、(二)當時鐵道電信を首とし、無數の發明改良行はれ、又英國に於ては自由貿易行はれたるか爲めに、生産貿易非常に發達し、隨て金の需要を増加したるのみならず、生産入費減少の爲めに物價の下落を起すへき傾向は、金の供給増加の爲めに物價の騰貴を起すへき傾向に反抗したり、(三)金の新供給は先づ銀行の準備金を増加し、金利の低落を起し、其の結果として企業及び貿易を鼓舞し、而して企業及び貿易の發展は更に金の需要を増加したり、(四)當時クリミヤの戦争あり、穀物の凶作あり、事業活躍の反動として來れる信用の萎靡あり、之か爲めに歐米の中心市場は何れも非常の金融逼迫に苦み、銀行は仕拂を停止するに至れり、而して此等の事情は金に對して急切なる需要を起し、毎船積來るの金は、商業界の振蕩を防ぎ、金融

の壅塞を救ふに於て、大助を與へたり、(五)又此の頃印度に於て鐵道の大建築起工せられ、莫大の英國資金は印度に注入せられたり、其の額一箇年九千萬弗の多きに達したることもありき、而して斯く印度に送るべき銀は専ら佛國の市場より取去られ、金を以て其の虚跡を填充したり、(六)金銀の現在高多きに從て、其の年々の産出高が現在高に對する比例減少し、其の産出増加の影響も共に減少すへし、而して二大金坑發見の時に於ける現在高は、亞米利加發見の時に於けるよりも、大に増加したるや疑ふへからず、此等の事情ありしか爲めに、二大金坑發見の影響は大に緩和せられたり、然れども竟に全く一般物價の騰貴を起さずして止むこと能はざりき。

二大金坑發見の爲めに一般物價に及ぼしたる影響の大要は上述の如し、英國の物價はソールベック氏の物價指數に依れば、一九四九年の七四より一八五七年の一〇五に騰貴し、又ジエヴォンス氏の物價指數に依れば、一八四九年の一〇〇より、一八五七年の一三二に騰貴したり、而して其の後は時々高低ありたれども、要するに其の大勢は漸く低落に傾向し、殊に普佛戰爭後に於ては、日耳曼を首と

英米に於ける物價の騰貴の傾向

し其の他諸國か金貨本位を採用するあり、米國、伊國、埃匈國か不換紙幣の兌換を再始せんと欲して巨額の金を吸収するあり、露國政府か多額の軍資金を蓄積するあり、諸國の銀行か競ふて準備金を増加するあり、羅匈同盟國、米國、印度か銀貨の自由鑄造を停止するありしか爲めに、金の需要は俄然非常に増加したると同時に、金の産出高は反て減少し、且一方に於ては生産運輸の驚くへく進歩したる結果として、富の總額増加したるか故に、信用制度發達の爲めに多少金の使用を節約したるにも拘らず、一八七三年以來は金の購買力増加して、一般の物價は低落せり、即ちソールベック氏の物價指數に依れば、一八七三年の一〇一より、一八九三年には六八となり、一八九四年には六三となり、一八九五年には六二となり、一八九六年には六一となりたり。

然るに近年に至て其の傾向再ひ一變し、一般の物價は漸く騰貴しつゝあり、今米國造幣頭ロバート氏か「金の新供給の影響」と題する論文中に掲げたる所に依り、物價指數の統計を見るに左の如し。

第三編 貨幣問題

年	次	米國勞動局調査	ブラッドストリート興信所調査	ダン興信所調査	ソールベック調査
自一八六七年至一八七七年平均		一五一・五〇
自一八七八年至一八八五年平均		一二六・六〇
一八八五年		一〇九・〇〇
一八八六年		一〇四・〇〇
一八八七年		一〇三・〇〇
一八八八年		一〇六・〇〇
一八八九年		一〇九・〇〇
以上五箇年平均		一〇六・二〇
一八九〇年		一一二・九〇	一一二・〇〇	一〇五・〇〇	一〇九・〇〇
一八九一年		一一一・七〇	一一一・〇〇	一〇四・〇〇	一〇九・〇〇
一八九二年		一〇六・一〇	一〇八・〇〇	一〇四・〇〇	一〇三・〇〇
一八九三年		一〇五・六〇	一〇五・〇〇	一〇九・〇〇	一〇三・〇〇
一八九四年		九六・一〇	九三・九〇	一〇〇・〇〇	九五・五〇
以上五箇年平均		一〇六・四八	一〇五・九八	一〇六・四〇	一〇三・九〇
一八九五年		九三・六〇	九一・六〇	九四・〇〇	九三・九〇
一八九六年		九〇・四〇	八五・九〇	九〇・〇〇	九二・四〇
一八九七年		八九・七〇	八九・六〇	八九・〇〇	九三・九〇

一八九八年	九三・四〇	九六・五〇	九二・四〇	九六・九〇
一八九九年	一〇一・七〇	一〇五・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇三・〇〇
以上五箇年平均	九三・六〇	九三・七二	九三・〇八	九六・〇二
一九〇〇年	一一〇・五〇	一一三・〇〇	一〇九・〇〇	一一三・〇〇
一九〇一年	一〇八・五〇	一〇八・〇〇	一一一・〇〇	一〇六・〇〇
一九〇二年	一一二・九〇	一一〇・九〇	一一七・〇〇	一〇四・〇〇
一九〇三年	一一三・六〇	一一四・〇〇	一一五・〇〇	一〇四・〇〇
一九〇四年	一一三・〇〇	一一五・〇〇	一一六・〇〇	一〇六・〇〇
以上五箇年平均	一一一・七〇	一一一・八〇	一一三・六〇	一〇六・六〇
一九〇五年(十一箇月間)	...	一一九・六〇	一一六・六〇	一〇八・九〇

(備考) 毎年の數字は一八九〇年乃至一八九九年の十箇年の平均數を標準として算出したる歩合◎一八九〇年及び一八九一年に係る「ダン」の調査は一月のみの調査◎一九〇五年に係る「ソールベック」の調査は十月一日までの九箇月の調査なり。

以上の統計中ソールベック氏の調査は英國の物價に係り、其の他の調査は何れも米國の物價に係るものなり、而して何れの調査に依るも物價の趨勢は相符合し、從來引續き下落したりし物價は、一八九六年若くは一八九七年に至て其の趨勢一轉し、爾來騰貴の傾向を示せり、唯、其の變動米國に於ては、英國に於けるよ

金産出高増加の影響

りも一層大なるの相違あるを見るへし、即ち米國の調査に依れば、一八九〇年後の第一五箇年と第二五箇年と相對照するに一割二分下落し、第二五箇年と第三五箇年と相對照するに二割零分二厘騰貴し、第一五箇年と第三五箇年と相對照するに五分七厘騰貴したりと雖、英國の調査に依れば、第一期と第二期との間に七分五厘の下落あり、第二期と第三期との間に一割一分の騰貴あり、第一期と第三期との間に二分六厘の騰貴あるに過ぎざるなり、而して物價の變動か斯く米國に強くして英國に弱かりし所以のものは、一八九六年乃至一八九七年の不景氣は、英國に於ては米國ほどに甚しからず、又一八九〇年並に一九〇〇年後の上景氣時期に於て、米國にては英國よりも、一層の物價騰貴を起したるか爲めなりと云ふ。

以上の統計に依れば、近年物價騰貴の傾向あることは、蓋し疑を容るゝの餘地なからん、而して其の原因に關しては、種々の説明あるへしと雖、世界の生産貿易は、其の進歩今日に於て衰へたりと爲すへきの事實なきのみならず、大體より云へば、今日より隆盛なるはあらざるへし、故に生産の減少に由て、物價騰貴を起し

たりと考ふへからざること勿論にして、反て生産の隆盛は、物價下落を起さるへからざる筈なり、然るに尙ほ一般物價の斯く次第に騰貴しつゝあるを見れば、金産出高の増加と金を基礎とせる信用の發達と相待て、物價を騰貴せしめたるものなりと斷定するも、敢て大過なかるへきを信するなり、然らば此の物價騰貴は、今後如何なる程度にまで達すへき乎と云ふに、是れ實に至難の問題にして、神ならぬ身の到底正鵠に近き豫言を下し得る所にあらざるなり、然れとも今日尙ほ未開若くは貧苦にして、金を使用する能はざる人民無數なるか故に、地球上到る所に於て、金に對する貨幣上及び技術上の需要を満足せしむるには、果して幾何の金を以て十分となすへきかは、測知し得へからざるなり、且富及び人口は益増殖して止まざるのみならず、徐々なる物價の騰貴は、生産貿易を奨励するの効あるか故に、金産出高の増加に基く物價騰貴は、事業の發達を促し、事業の發達は、翻て金の需要を増加すへし、此等の事情は、金産出高増加の影響に反抗して、金の下落を緩和するものにあらざるはなし、而して金の現在高増加するに従ひ、其の年々の産出高か及ぼす影響は、益微弱となるへきことは既に述べたるか如し、又

ロバーツ氏の説に依れば、今日重なる金坑の配當金は、其の總收入の約二割五分乃至三割五分に相當せりと云ふ、故に勞銀及び物價が三割五分騰貴すとせば、此等の金坑は無配當となることにして、金の採掘入費を非常に減少せしむべき發明改良あるに非ずんば、終に廢業せざるを得ざるに至るへし、況や劣等なる金坑に至ては、今日にても其の利益頗る薄きもの尠からざるをや、左れば金の下落に基く物價の騰貴には自から限界あるべくして、若し物價の騰貴甚しきか爲めに金坑の採掘入費増加し、其の利益蠶食せらるゝときは、自然の結果として金の産出高減少し、以て物價騰貴の趨勢を遏止するに至るへし、因て惟ふに、新は大金坑の發見あるか、採掘の技術上に絶大の改良あるか、俄然金の産出高に豫想外の激増あるかに非ずんば、今後金産出高増加の爲めに、多少物價を騰貴せしむるあるも、其の騰貴は甚だ徐々に來り、取て經濟界を混亂せしむる程の劇變を起すことあらざるべきなり。

然れども既に物價騰貴の趨勢あるを認むる以上は、此の騰貴は經濟界の爲めに利あるや將た害あるやは、次に起らざるへからざる問題なり、而して此の點に

物價騰貴
の利害

關しては、先つヒューム氏及びマコーレー氏の説を摘出すへし、ヒューム氏は貨幣の増加が、企業及び生産を鼓舞振作するの大なるを論じて曰く、

吾人は何れの國に於ても、貨幣が従前よりも一層多量に流入し、來るときは、萬事か新生面を開き、商人は一層企業心を加へ、工業家は一層勉勵且熟練となり、加之農夫の如きすら、一層の愉快と注意とを以て耕耘するに至るを見るなり。之に反して、マコーレー氏は英國が一六九五年に於て、其の貨幣を劣惡にしたるか爲めに、擾亂を起したるの事情を説明して曰く、

害毒は殆ど何れの場所に於ても、殆ど何れの階級に於ても、製乳所に於ても、打禾場に於ても、鐵砧に於ても、磨機に於ても、大洋の波浪に於ても、鑛山の深底に於ても、日々時々感せられたり。

何物たりとも争論なくして買ふこと能はざりき、各勘定臺に於ては朝より夜まで争論ありき、職工と其の雇主とは、恰も土曜日か規則正しく回轉し來ると同様に規則正しく争論を爲せり、市日に於ては叫喚、誹謗、罵詈、怨恨は絶えざりき、而して若し小店の顛覆せられ、頭の毆打傷害せらるゝか如きことあらざり

せは幸なりとしたりき。

此の二説は何れも一面の眞理を含むものならん然れども此の問題は、單に一面より觀察して斷定を下すこと能はざるなり。

物價騰貴
の影響研究

物價騰貴の影響を講究するに於て、吾人はヒューム氏に従ふべき乎、將たマコーレー氏に従ふべき乎、之を論ずるに當ては、先づ問題の區域を明にするを要す、即ち農作物の豊凶又は一般殖産の盛衰より起る物價高低の如き、並に不換紙幣の濫發又は貨幣の變質減量より生ずる物價騰貴の如きは、本篇の關係する所にあらずして、唯本篇に於て論すべきは、金の供給増加に原因する物價騰貴のみに限るものたることを明にするを要す。

問題を此の區域に限りて論ずるときは、第一に下すべき斷定は、金の供給増減に原因して、物價に變動を起すの絶無なるを最も可とすと云ふにあり、價格及び仕拂の本位たり、貿易の媒介物たる金の供給か、精密に其の需要の増減に應じて増減し、曾て匱乏をも告げず、剩餘をも告げざるを最も良好なる状態となすなり、然れども斯の如きは、實際に於て到底望み得べきにあらず、金の産出は恰も天の

雨を降すか如く、或は多きに過ぎ、或は少きに失するを免れずして、採掘の技術如何に進歩するとも、其の需要の増減に應じて、巧に金の供給を序理するか如きは永遠に不可能ならん、故に金の供給は常に増減あるのみならず、往々非常に急激なる増減あるを免れざるは、猶ほ洪水旱魃の時ありて至るか如し、是れ殆ど人力を以て支配し得へからざる所なり、而して其の供給剩餘を告ぐるや、金の購買力減少して物價騰貴し、其の供給匱乏を告ぐるや、金の購買力増加して物價下落し、其の利害は世界通商圏内の各人に及はざるはなし、然るに今や金の産出高年々増加して、物價騰貴の結果を呈しつゝあること前述の如し、其の利害は果して如何。

金の供給増減に原因する物價の變動は、經濟界に取て忌むべきものなりとせば、之に原因する物價騰貴の利害は、絶對的に論ずるを得ずして、必ず反對の事情、即ち之に原因する物價下落の利害と比較して、相對的に論せざるへからず、金の供給増加して物價騰貴するは、其の供給減少して物價下落するに比較すれば、何れか利あるや、若くは何れか害少きやを觀察せざるへからず、而して其の利害は

必ず表裏の両面あり、彼是の雙方あるか故に、確乎たる斷定を下すは頗る困難なりとす。

賣人と買人の關係

第一に賣人と買人との關係に就て觀察せんか、物價騰貴の場合には賣人利して買人損し、物價下落の場合には之に反す、物價騰貴するときは、安く仕入れて高く賣る人は利し、安く賣りて高く仕入るゝ人は損す、然れども此の利害は變遷の際に止まることにして、金の供給増加の影響か各物品に普及し、一般の物價か齊しく騰貴するに至れば、高く賣るの人は又高く買ふの人なれば、乗除して結局利害なきこととなるなり、唯、物價騰貴の傾向か絶へず來りて止まるときは、其の騰貴前に買ふて騰貴後に賣る人は利し、之に反する人は損すること論を俟たざるなり。

定額所得者の關係

第二に定額の收入を得る人は、物價騰貴に損して物價下落に利す、故に公債證書及び債券所有者の如く、定額の利息を得るものは、物價騰貴の場合に於て損せざるを得ざるなり、殊に鰥寡孤獨若くは痼疾者廢疾者の如く、自ら勞作經營するの能力なくして、一に此等定額の收入を生命と頼むものに在ては、物價騰貴の爲

めに受くる痛苦最も甚しからざるを得ず、是れ物價騰貴を惡み、其の下落を愛する論者の最も力言切議する所なり、而して官吏、銀行員等凡そ定額の俸給を受くる者は、其の俸給の増加を得て償ふに非ずんば、物價騰貴の爲めに損せざるを得ざるなり、然れども之に反して、公債及債券の發行者たり、人員の雇使者たる政府、銀行、會社等は此の點に於ては利することにして、随つて國民及び株主は其の利を受くるを得へし、例せば一國の公債高を二十五億圓と假定し、其の利率を五分とせば、年々の利子額は一億二千五百萬圓なり、今米價一石十圓なりとせば、此の利子額を以て一千二百五十萬石の米を購ひ得へしと雖、物價二倍騰貴し米價一石二十圓となりたりとせば、此の利子額を以て購ひ得る米は六百二十五萬石に過ぎざるなり、是れ即ち公債所有主の損する所以にして、國民に在ては、従前よりも少量の物品若くは勤勞を賣りて、此の利子額に充つへき租税を納むるを得るなり。

第三に政府と納税者との關係は如何と云ふに、我か地租の如く、米價の高低及び地主收入の増減に關せず、一定の標準に従て租税を納むる場合に於ては、物價

政府と納税者の關係

騰貴の結果は、政府に損ありて納税者に利ありと雖、所得税の如く所得の増加に比例して租税も亦増加するものに在ては、左まての損益なきなり、然れとも大體は物價騰貴の爲めに、政府は損し納税者は利するか故に、政府は其の經費の増加を補ふか爲めに、租税を増徴するに非ざる限りは、物價騰貴は政府をして、強制的に經費節約を行はしむるものと云ふへし。

第四、勞役者は如何なる利害を受くへき乎、賃銀に衣食する此の勞役者の利害は最も注意せざるへからざるなり、ケヤネス氏は二大金坑發見の結果として、物價騰貴したるか爲に、商業取引を不安ならしめ、契約を攪擾し、投機心を獎勵し、種々の不便利と困難と不公平とを起したりとて、其の社會に大害を蒙らしめたるを歎したるに拘らず、金の新供給が次第に一事業より、他事業に波及するに際し、或る事業は他事業に先ちて獎勵を受け、需要増加の爲めに、物價及び賃銀の騰貴を起すものとなし、此の賃銀の騰貴を以て大に他の惡結果を償ふに足るの一事情なりと論したり、然れとも凡そ貨幣供給の増減に基きて、物價の變動する場合に於ては、其の變動に應じて賃銀の増減するは、一朝にして然る能はずして、多少

勞役者の關係

の時日を要することは從來の實驗常に之を證したるか如し、故に物價先づ騰貴すと雖、賃銀の増加は之に後れ、物價先づ下落すと雖、賃銀の減少は之に後れ、勞役者は物價の騰貴に損して其の下落に益すへし、然れとも勞役者の損するや、之か雇主たる事業家益し、勞役者の益するや、事業家損することを記憶せざるへからず、是れ其の利害に彼是の雙方ある所以にして、單に一方のみに着眼すへからざる也、而して目前の損益のみに拘泥すへからずして、其の結果如何を考察するを要す、是に於てか勞役者真正の利害は、果して何れにあるかの疑問起るなり、何となれば分配の根本は生産にあるか故に、勞役者一時分配上に於て利する所あるも、之か爲めに生産衰頹するあれば、是れ結局彼れの利にあらざればなり、ブライス氏は賃銀か物價の高低に應じて増減するを妨くへき情力の抵抗あることを論し、且曰く、然れとも此の抵抗存することを許すも、尙ほ結局に於ては、物價騰貴と其の下落との何れか、勞役者の爲めに一層の損害を生し、又は一層の利益を生するかの微妙なる疑問起るなり、而して物價騰貴の場合に於ては、假令ひ彼れの賃銀は直に物價の變動に應ずる能はずして、彼れ一時損失するあるも、尙ほ物價

騰貴に伴ふ一般なる繁榮の空氣と此の物價騰貴か雇主に與ふる獎勵との爲めに、勞役者をして一層容易に一層良好なる條件を要求するを得せしめ、又雇主をして一層容易に賃銀増加の要求を容るゝを得せしめ、斯くて反對なる物價下落の場合に比較すれば整理作用の一層迅速に成就せらるゝことなきにあらざるべしと、蓋し物價騰貴の時は即ち上景氣の場合なるか故に雇主容易に勞役者の要求を承諾して、賃銀を増加し、生産盛大を加へて、雙方共に利すと雖、之に反して物價下落の時は則ち不景氣の場合なるか故に、雇主賃銀の減少を談判するも、勞役者容易に服せず、是を以て雇主損し生産衰頹して結局勞役者も亦損すと云ふの趣意なり、而して是れ大に吟味を要する所なり。

第五に債權者と債務者との關係に於ては、上文既に公債證書及び債券所有者に就て述べたるか如く、物價騰貴の際は債務者利して債權者損し、物價下落の際は之に反するなり、是れ最も緊要なる點なり、今茲に二千圓の債務ありとせよ、米價一石十圓なるときは、此の二千圓の債務は二百石の米に相當す、然るに米價二十圓に騰貴すれば、百石の米を以て此の債務を償ふを得べく、之に反して米價五

債權者と
債務者との
關係

圓に下落すれば、四百石の米を以てするに非されは此の債務を償ふ能はざるべし、見るべし物價の騰落か債權者債務者の得失に影響すること頗る大なるを、而して長期限の契約に於て其の影響を蒙ること殊に大なりとす、抑、契約は神聖にして、其の實効の不變不動なるを最も可とすること勿論なれども、到底變動を免れずとせば、寧ろ何れの變動を擇むべきか、債權債務者の得失は寧ろ何れを一層重んずべきか、物價騰貴するときは契約の安全を破り公私の債權者をして其の財産の一部を失はしめ、之に不當不正の損害を蒙らしむるに相違なし、然れども物價下落の場合に於ても、同じく契約の安全を破り、債務者に不當不正の損害を與へざるを得ず、兩者の損害は寧ろ何れか一層忍び易きや、ラッレー氏之を論じて曰く、吾輩強ひて公債所持人及び債權者と、納稅者との間に、輕重を立てざるを得ずとせば、余は寧ろ後者を以て重しとせん、其の然るものは他なし、疑はしき場合に於て、債權者の主張を是なりと判決するは、凡ての法律の通則とする所なればなりと、惟ふに何れの社會に於ても、事業家として殖産貿易を經營するもの並に一般の勞役者は、概して債務者ならざるなし、而して社會の元氣は最も多く此

等の階級に存すへし、之に反して資金の供給者は、多くは過去に於て蓄積せられたる資金の利子に衣食するものにして、比較的に晏如たる位置にあるものなり、故に債権者債務者の利害は素より輕重なしと雖、強ひて其の間に輕重を立てざるへからざるの必要に迫らば、權衡は寧ろ債務者の方に傾くへし、何となれば債権者を揚げて債務者を抑ゆるは、社會の元氣を損し、殖産貿易に害あれば也。

第六に物價騰貴は果して殖産貿易を獎勵するの效果あるや否や、ミル氏は物價騰貴の際に於て早く騰貴したる物品の賣人は利すへしと雖、其の代りに遅く騰貴したる物品の賣人は損するか故に、假令ひ一方に於て獎勵を受くる事業ありとするも、同時に他方に於て阻害を受くる事業あるへしと論じ、物價騰貴の爲めに利益する人あれば必ず之に對して損失する人あるか故に、全體に於て何等の利益あるへき筈なしと論じたり、又ロウリン氏曰く、金にても家畜にても小麥にても、凡そ何種の富たるを問はず、其の増加は繁榮を獎勵すへし、然れども單獨なる物價騰貴は、結局債務者若くは投機者を助くるに過ぎざるのみ、富の多量なることか繁榮の真正なる標準にして、此の富を表するに低き物價を以てすると

殖産貿易との關係

高き物價を以てするとは關する所にあらずと、之に反してラッレ氏は貨幣増加すれば金利の低落を起し生産を獎勵するものとなせり、其の説に曰く一人の資本家國內の利息貴き一地方に巨額の貨幣を齎し來り之を貸さんと欲すとせば、貸借は貨幣を以てするか故に彼れ貨幣を貸さんとして該地方の貸金者と競争し、爲めに利息を下落せしむへし、利息愈々下落するに従ひ企業愈々振ひ、以前に行ふ能はざりし所の生産事業も今日は利益あることとなり、人々自由に之に着手するに至るへし、事業新に起るか故に、勤勞の需要増加し、勞役者を求むる急なるより、其の賃銀騰貴すへし、斯の如く貨幣は雇主勞役者の手を経由して、遂に一般の市場に周溢し、物價を騰貴せしむ、該地方は貨幣増加し、物價騰貴したるの故を以て其の富を加ふるに非ず、然れども低利にて貸したる此の増加貨幣は、生産に一層の元氣を與ふるの故を以て、其の富を加ふるなりと、又ジョージ、ギブソン氏は二大金坑發見の結果を論じて曰く、金の供給増加せしか爲めに、商業上の脈管に新活氣を注入し、基督教界の諸國は困難と貧窮とを蒙らすして、反て大に其の富を加へしことは實驗の證せし所なりと、而して後説寧ろ與みすへきか如し。

上述の如く此の問題は兩面的雙方的なるか故に、一面一方より利害を論ずるは餘程容易なりと雖、之を總括して經濟界全體の利害如何を斷定するは頗る困難なりとす、而して第六の論點は即ち此の問題を解決するの要點なるへし、何となれば金の供給増加に基く物價騰貴か、果して生産貿易を獎勵するの効力ありとせば、假令ひ他に種々の不利益を生ずるあるも、結局之を償ふに足るへければなり、今物價騰貴の時は市場上景氣にして、物價下落の時は市場不景氣なるは常に見る現象なり、然るに一派の學者は、物價騰貴に伴ふ上景氣を以て投機的狂熱に過ぎすとなし、是れ泡沫の膨脹なれば、必ず痿縮來り、尋て必ず恐慌來るへしとなせり、是れ果して然る乎、市場の景氣格外に振興するときは、其の反動として往々恐慌を招くあるへし、然れども物價下落の場合に於ても、亦往々恐慌を來すを免れざるなり、物價の漸々に騰貴しつゝある際は、市場繁榮を呈するも、唯投機極端に達し、其の反動として信用崩壊し物價暴落するに及んで、始めて恐慌を來すなり、之に反して物價の漸々に下落しつゝあるときは、市場常に不景氣なるを免れずして、其の甚しきに至ては恐慌を發するなり、然れども金の供給増加すると

きは、大抵の場合に於ては銀行の準備金を増加し、自然に實業上の發展を獎勵すへし、之を目して悉く幻影虚象に過ぎすとすは、蓋し正解にあらず、何となれば實業界の元氣を獎勵するときは、必ず活動を起し、此の活動は必ず生産貿易の増加を起すへければなり、故に金産出高の増加と、生産貿易の増加と、前後相追隨して駢進するは、之を金産出高減少して、物價下落するに比較すれば、遙に好状態にありと云ふを得へし、金産出高増加の影響は春風の如く、其の減少の影響は秋風の如しと云ふを得へし、又經濟界の全體に及ぼす利害は、姑く何れにありとするも既に物價の變動ある以上は、社會の各人各階級は必ず前述の如き損益を蒙るを免れざるなり、故に前途の趨勢如何は十分の注意を怠るへからずして、凡そ公私諸般の經營に於ては、必ず此の趨勢を打算するを要すへし。

茲に再びジエッソンス氏の説を掲げて本篇を結はんとす、蓋し氏は單複本位の得失を論ずるに當ては、下落せる貨幣を以て債權者に仕拂ふは、一部の債權廢棄を行ふに同じくして、社會に害ありと爲したるに拘らず、二大金坑發見の影響を調査したる結論としては、左の如く述べたり。

余は箇々なる困難の場合存すとせば、姑く之を眼外に措き、大體に於て金價の下落は最も強大なる有益の結果を生ぜざるべからずと云ふに於て、マツカロツク氏に同意せざることを能はず、而して余は既に此の結果を生したりと云はざるべからず、此の金價下落は、邦國の爲めに債務及び慣習の舊來の羈絆を弛解するものにして、是れ他の何事にも爲す能はざる所なり、此の金價下落は既得の富を享樂しつゝあるものには、幾分の損失を來すべしと雖、新に富を生産し獲得しつゝある各人に對しては、増加せる報酬を投與するなり、此の金價下落は、社會の活潑且堪能なる諸階級を奨勵して一層奮發せしめ、恰も債務の宥免か、久しく其の重荷に對して腐心しつゝありし破産者を奨勵するに似たるものあり、國家の信義を破壊するあれば、何事たりとも其の害を償ふに足らずと雖、凡そ上記のことは此の信義を破壊することなくして遂行せらるゝなり。(三十九年四月)

二 世界金銀の産出及び消費

金銀の産出は常に増減あるを免れざるなり、而して時々非常の増減あるを免れざるなり、曾てカリフォルニア及び濠州の二大金坑が相前後して發見せられ、金の産出俄然増加するや、世界は金の洪水を蒙り、金は其の價格を失して塵芥と相伍するに至らんとす、とて想像せられ、歐洲諸國の之を恐怖すると一方ならず、學者或は口を極めて金貨の一日も速に廢止せざるべからざるを痛議するあり、諸國政府中或は金貨を廢止するあり、或は銀貨の輸出を禁止するあり、一時騒然として狼狽を極めたり、然れども實際金價の下落は豫想の如く甚しからず、而して金の供給増加すると同時に世界の生産貿易も非常に發達して大に貨幣の需要を増加し、加ふるに其の後金の産出漸く減少したるか故に、金價騰貴物價下落の傾向を起したるに際し、獨逸政府が普佛戰爭後、其の銀貨本位を廢止して金貨本位を採用し、其の他諸國の相前後して金貨本位を採用するあり、且佛國を領袖とせる羅甸同盟國に於て銀貨の自由鑄造を停止し、米國及び印度に於ても亦之を停

止したるか故に貨幣としての需要は専ら金に集注し、銀は補助貨に鑄造せらるゝの外は殆ど貨幣としての需要を失ひ、又銀の産出増加すると同時に、銀貨を廢止したる諸國が舊銀貨を市場に吐出したるを以て、此等の事情相輻轉して金價を騰貴せしめ、銀價を下落せしめ、金貴銀賤の狀態は連年益々其の甚しきを加へて底止する所なからんとせり、是を以て諸國が相競ふて金貨本位を採用するの結果、金の供給大に匱乏を告げ、金貨國の物價非常に低落して、經濟上に容易ならざる困難を來すあらんことは、當時最も憂慮せられたる所なりと雖、亞非利加に於ける金の産出意外に増加したるか爲めに、金貨國は格別の困難なくして其の金貨本位を維持するを得たるのみならず、近時金の産出益々増加して止まざるが故に、漸く金價下落物價騰貴の傾向を生じ、金貨國に於ては非常の物價下落を起すへしとの憂慮は、今や變じて非常の物價騰貴を起すへしとの憂慮となり、大に世の注意を喚起するに至れり、余輩は金産出高増加の趨勢及び其の影響に關しては、曾て屢之を論したりと雖、此の際更に世界金銀の産出及び消費が如何なる狀況にあるかを示して、參考に供するは敢て無益にあらざるを信するなり。

亞米利加發見以來
世界金銀の
產出高

因て余輩は先づ米國造幣局長の調査に據り、亞米利加發見以來世界金銀の產出高を示すこと左の如し。

期 間	金		銀	
	純金量目	價 格	純銀量目	價 格
自一四九三年至一五二〇年	一八六,四〇〇	三,八五〇,〇〇〇	五,三三〇,〇〇〇	一〇五,九二〇,〇〇〇
自一五二一年至一五四四年	三三〇,一九四	四,七九〇,〇〇〇	三,三〇〇,〇〇〇	一一〇,一〇〇,〇〇〇
自一五四五年至一五六〇年	二七三,九六六	五,六六〇,〇〇〇	四,三三七,四四〇	九〇,四九二,〇〇〇
自一五六一年至一五八〇年	二九,九〇六	四,四六〇,〇〇〇	四,三九八,一三〇	九〇,九七〇,〇〇〇
自一五八一年至一六〇〇年	三三,七二七	四,〇〇〇,〇〇〇	四,七四三,四四〇	九八,〇九二,〇〇〇
自一六〇一年至一六二〇年	二七三,九八八	五,六六二,〇〇〇	五,四七八,三三〇	一一二,四八〇,〇〇〇
自一六二一年至一六四〇年	二六六,八四三	五,五五六,〇〇〇	五,三三六,九〇〇	一一〇,三三二,〇〇〇
自一六四一年至一六六〇年	二八,九三三	五,八二〇,〇〇〇	五,六六二,一〇〇	一一六,三三〇,〇〇〇
自一六六一年至一六八〇年	二七,七〇七	六,一三四,〇〇〇	五,九三三,一八〇	一二〇,〇〇〇,〇〇〇
自一六八一年至一七〇〇年	三〇,六〇〇	七,一三四,〇〇〇	六,三三二,八八五	一三〇,〇〇〇,〇〇〇
自一七〇一年至一七二〇年	四三,三六三	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	一七〇,〇〇〇,〇〇〇
自一七二一年至一七四〇年	六三,四三三	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二一〇,〇〇〇,〇〇〇

世界金銀の産出及び消費

三六

第三編 貨幣問題

自一七四一年至一七六〇年	自一七六一年至一七八〇年	自一七八一年至一八〇〇年	自一八〇一年至一八一〇年	自一八一一年至一八二〇年	自一八二一年至一八三〇年	自一八三一年至一八四〇年	自一八四一年至一八五〇年	自一八五一年至一八六〇年	自一八六一年至一八七〇年	自一八七一年至一八八〇年	自一八八一年至一八八五年	自一八八六年至一八九〇年	自一八九一年至一八九五年	自一八九六年至一九〇〇年
七九,三二一	六五,六六六	五七,九八八	五七,一三三	五七,七三三	四九,〇七〇	六三,一七三	六四,〇七〇	六四,六六六	六三,七〇〇	五九,九三三	六三,七〇〇	六三,七〇〇	六三,七〇〇	六三,七〇〇
一六,三三三,〇〇〇	一五,一三三,〇〇〇	一四,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇
一四,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇
一四,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇

本頁

自一九〇一年至一九〇五年	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇
通計	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇

期 間	銀			
	期間 每年 平均 產出 高	造幣 價格	純銀 量目	造幣 價格
自一四九三年至一五二〇年	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇
自一五二一年至一五四四年	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇
自一五四五年至一五六〇年	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇
自一五六一年至一五八〇年	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇
自一五八一年至一六〇〇年	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇
自一六〇一年至一六二〇年	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇
自一六二一年至一六四〇年	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇
自一六四一年至一六六〇年	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇
自一六六一年至一六八〇年	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇
自一六八一年至一七〇〇年	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇
自一七〇一年至一七二〇年	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇
自一七二一年至一七四〇年	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇
通計	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇

世界金銀の産出及び消費

本頁

第三編 貨幣問題

六五

露 國	二二,五三三,四〇〇	二四,六三二,二〇〇	二四,八〇三,二〇〇	二二,二九一,六〇〇
印 度	九,五八八,一〇〇	一一,四二八,九〇〇	一一,四九五,五〇〇	一一,六五五,一〇〇
支 那	八,七三一,八〇〇	七,三三四,七〇〇	四,五〇〇,〇〇〇	一,七七六,一〇〇

重なる
産銀國の
産出高

又重なる産銀國に於ける銀の産出高を見るに左の如し。
(但し造幣價格を以て記す)

	一九〇二年	一九〇三年	一九〇四年	一九〇五年
米 國	七二,七五七,六〇〇	七〇,二〇六,〇〇〇	七四,五七九,八〇〇	七二,五三五,四〇〇
墨 西 哥	七七,八〇四,一〇〇	九一,一五一,四〇〇	七八,六二一,七〇〇	七〇,六六二,三〇〇
加 奈 太	五,四六〇,四〇〇	四,〇七二,二〇〇	四,八〇八,〇〇〇	七,七二五,一〇〇
濠 洲	一〇,三七七,一〇〇	一二,五一九,三〇〇	一八,八二三,六〇〇	一六,二四一,三〇〇
日 耳 曼	七,三九九,〇〇〇	七,五二八,〇〇〇	七,四九七,〇〇〇	七,五二六,一〇〇
西 班 牙	四,七八四,一〇〇	六,三〇七,〇〇〇	六,三〇四,四〇〇	五,一七一,七〇〇
ポ ー ヴ ァ イ ア	一一,五九七,一〇〇	七,八六五,三〇〇	四,八五二,三〇〇	三,六六四,五〇〇
白 露	五,五一三,七〇〇	二,二五八,三〇〇	三,八九〇,〇〇〇	六,六八四,〇〇〇

金銀貨鑄
造消費高

金銀の産出に關する概要は上記の如し、而して金銀の消費は世界各國が金銀貨鑄造の爲めに消費するものを最も大なりとすること固より論を俟たず、今米國造幣局長の調査に據り、世界の各造幣局に於て金銀貨鑄造の爲めに消費したる

金銀の高を示すこと左の如し。

年 次	金		銀	
	純金量目	價 格	純銀量目	造幣價格
一八七三年	一,四三三,〇〇〇	二五,七〇〇,〇〇〇	一〇,一七三,三三三	一四,四四四,四四四
一八七四年	一,四三三,〇〇〇	二五,七〇〇,〇〇〇	一〇,一七三,三三三	一四,四四四,四四四
一八七五年	一,四三三,〇〇〇	二五,七〇〇,〇〇〇	一〇,一七三,三三三	一四,四四四,四四四
一八七六年	一,四三三,〇〇〇	二五,七〇〇,〇〇〇	一〇,一七三,三三三	一四,四四四,四四四
一八七七年	一,四三三,〇〇〇	二五,七〇〇,〇〇〇	一〇,一七三,三三三	一四,四四四,四四四
一八七八年	一,四三三,〇〇〇	二五,七〇〇,〇〇〇	一〇,一七三,三三三	一四,四四四,四四四
一八七九年	一,四三三,〇〇〇	二五,七〇〇,〇〇〇	一〇,一七三,三三三	一四,四四四,四四四
一八八〇年	一,四三三,〇〇〇	二五,七〇〇,〇〇〇	一〇,一七三,三三三	一四,四四四,四四四
一八八一年	一,四三三,〇〇〇	二五,七〇〇,〇〇〇	一〇,一七三,三三三	一四,四四四,四四四
一八八二年	一,四三三,〇〇〇	二五,七〇〇,〇〇〇	一〇,一七三,三三三	一四,四四四,四四四
一八八三年	一,四三三,〇〇〇	二五,七〇〇,〇〇〇	一〇,一七三,三三三	一四,四四四,四四四
一八八四年	一,四三三,〇〇〇	二五,七〇〇,〇〇〇	一〇,一七三,三三三	一四,四四四,四四四
一八八五年	一,四三三,〇〇〇	二五,七〇〇,〇〇〇	一〇,一七三,三三三	一四,四四四,四四四
一八八六年	一,四三三,〇〇〇	二五,七〇〇,〇〇〇	一〇,一七三,三三三	一四,四四四,四四四
一八八七年	一,四三三,〇〇〇	二五,七〇〇,〇〇〇	一〇,一七三,三三三	一四,四四四,四四四

世界金銀の産出及び消費

六五

第三編 貨幣問題

一八八八年	六、三三三、三三三	一、四〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
一八八九年	六、一〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
一八九〇年	六、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
一八九一年	六、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
一八九二年	六、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
一八九三年	六、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
一八九四年	六、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
一八九五年	六、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
一八九六年	六、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
一八九七年	六、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
一八九八年	六、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
一八九九年	六、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
一九〇〇年	六、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
一九〇一年	六、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
一九〇二年	六、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
一九〇三年	六、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
一九〇四年	六、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
一九〇五年	六、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇

通 計

三、〇〇〇、〇〇〇

六、〇〇〇、〇〇〇

三、〇〇〇、〇〇〇

三、〇〇〇、〇〇〇

然れとも貨幣は舊材料を以て鑄造せらるゝもの少なからざるか故に前表の消費高は總て新に産出せられたる金銀の消費を表する者と云ふへからず、是れ殊に注意を要する所なり。

工藝上の爲めに消費せらるゝ金銀幾何なるやを精算するは固より至難なり、故に之に關して確乎たる統計を得ること能はざるなり、マルホール氏は曾て世界に於て製造上の爲めに年々消費せらるゝ金は約百噸にして、銀は約五百噸なりとの説を掲げ、又ソートペール氏は一千八百三十一年乃至八十年の間に採收したる金の三割二分五厘は工藝上の目的に使用したるものと爲し、千八百五十年以來美術上金を使用することは漸次に増加し、且銀に比すれば一層速に増加し、歐米特に米國に於て益々金を工藝上に使用するに至れりと云ひ、且銀に關しては、同年間に採收したる銀の二割五分二厘は工藝上の目的に使用したるものと爲し、銀は一千八百七十四年以來産出増加し、價格下落したるも、其の割合には歐洲に於ける工業上の使用増加せず、米國に於ては銀の工業上の使用は唯僅少の

世界金の
工藝上の
消費高

増加を見るに過ぎずと云へり。
然れども以上は何れも往時に關する説なり而して米國造幣局長は最近に於ける世界金銀工藝上の消費高に關して左の概算を與へたり是れ新材料のみに關して舊材料を含まざるものなり。

年次	金	銀	合計
一九〇四年	三、八七〇、〇〇〇(オンス)	一、二〇、三三三(キログラム)	八〇、〇〇〇、〇〇〇
一九〇五年	四、一七、七七七(オンス)	二、二八、〇八〇(キログラム)	八五、一二二、〇〇〇
一九〇四年	五七、三七七、八〇〇(オンス)	一、七八四、六五二(キログラム)	三〇、〇〇〇、〇〇〇
一九〇五年	五〇、七一八、〇〇〇(オンス)	一、五七六、八五九(キログラム)	三〇、九三七、九八〇

又米國造幣局長は同國に於ける金銀工藝上の消費高に關して累年の統計を調製せり是れ獨り米國に關するものなりと雖一般の趨勢を推測するの參考として之を左に掲ぐ、

米國に於ける金の工藝上使用高

年次	新材料	舊材料	合計
一九〇四年	一〇、五六七、六〇〇(オンス)	三九五、〇〇〇(オンス)	一〇、九六二、六〇〇(オンス)

一九〇四年	一一、三四七、八〇〇	五二二、九〇〇	一一、七七〇、七〇〇
一九〇五年	一〇、一七一、五〇〇	六九六、五〇〇	一〇、八六八、〇〇〇
一九〇三年	一二、九〇九、五〇〇	一、五四九、三〇〇	一四、四五八、八〇〇
一九〇四年	一一、三八五、五〇〇	三、一二四、五〇〇	一四、五〇〇、〇〇〇
一九〇五年	一〇、四一五、八四〇	一、四〇八、九〇二	一一、八二四、七四二
一九〇六年	一一、一四一、四八三	一、九二八、〇四六	一三、〇六九、五二九
一九〇七年	一二、九七四、四六四	一、八三五、八八三	一四、八一〇、三四六
一九〇八年	一四、一一一、八六六	二、四〇二、九七六	一六、五一四、八四二
一九〇九年	一三、四七八、〇八五	三、二一八、九七一	一六、六九七、〇五六
一九一〇年	一四、五七九、五三四	三、〇七六、四二六	一七、六五五、九六〇
一九一一年	一四、八二六、二〇四	四、八六〇、七一一	一九、六八六、九一六
一九一二年	一四、八六〇、三八九	四、四六八、六八五	一九、三二九、〇七四
一九一三年	一〇、六五八、七三六	二、七七七、一六五	一二、四三五、九〇一
一九一四年	八、四七三、六五八	二、一八四、九四六	一〇、六五八、六〇四
一九一五年	一〇、四五二、八一六	二、九七六、二六九	一二、四二九、〇八五
一九一六年	九、〇二六、五九一	二、三六九、三四三	一一、三九五、九三四
一九一七年	九、二九八、八〇三	二、五七一、四二八	一一、八七〇、二三一
一九一八年	一一、四〇〇、九〇三	二、一六四、九七六	一三、五六五、八七九

世界金銀の産出及び消費

六六

第三編 貨幣問題

一九九九年	一五、一一二、一九三	二、七三四、九八五	一七、八四七、一七八
一九〇〇年	一六、六六七、五三〇	三、四八〇、六一二	二〇、一四八、一四二
一九〇一年	一八、四八二、三三〇	三、三八六、六二六	二一、八六八、九五六
一九〇二年	二一、〇〇五、二九八	四、六七七、五四九	二五、六八二、八四七
一九〇三年	二四、三九七、九六二	四、六六五、五八九	二九、〇六三、五五一
一九〇四年	二二、九三〇、〇三六	五、七二五、九二七	二八、六五五、九六三
一九〇五年	二七、六二一、九七九	五、五八六、六三六	三三、二〇八、六一五
合計	三六八、一九八、六〇〇	七四、七八〇、八五一	四四二、九七九、四五二

米國に於ける銀の工藝上使用高

年次	新材料	舊材料	合計
一八八〇年	四、六〇四、二七四	一一二、一四八	四、七一六、四二二
一八八一年	五、〇〇四、九一三	一三七、六七二	五、一四二、五八五
一八八二年	五、四〇二、一五一	一六四、六六五	五、五六六、八一六
一八八三年	三、八五〇、七一三	四三四、五九五	四、二八五、三〇八
一八八四年	四、一三七、八九〇	一三一、四八四	四、二六九、三七四
一八八五年	三、七一四、四九八	三五七、四七二	四、〇七一、九七〇
一八八六年	三、五九七、八八四	三二二、五八九	三、九二〇、四七三
一八八七年	三、八三四、四九〇	三七一、七一九	四、二〇六、二〇九

一八八八年	五、七六一、九八七	五〇四、三二八	六、二六六、三〇五
一八八九年	六、三〇八、一〇二	四七二、五八二	六、七八〇、六八四
一八九〇年	六、六四三、〇九六	四九五、〇七七	七、一三八、一七三
一八九一年	六、七六三、八四五	六六三、七〇七	七、四二七、五五二
一八九二年	六、六九三、三三六	五〇〇、七〇六	七、一九四、〇四二
一八九三年	六、五〇五、七二四	九四五、七八七	七、四五一、五一一
一八九四年	七、四七二、八五三	九四四、五〇四	八、四一七、三五七
一八九五年	八、四二九、六〇九	一、〇六五、九〇二	九、四九五、五一一
一八九六年	七、〇五九、五〇八	八三二、八六〇	七、八九二、三六八
一八九七年	七、八〇九、九三二	八五三、四五七	八、六六三、三八九
一八九八年	九、九八四、四八五	七三四、二三三	一〇、七一一、七一八
一八九九年	八、九九五、一三九	一、五八三、六七八	一〇、五七八、八一七
一九〇〇年	一一、四四一、二七九	一、七七九、〇〇六	一三、二一七、二八五
一九〇一年	一二、九二五、一七一	一、二〇八、五二三	一四、一三三、六九四
一九〇二年	一六、六〇三、六七八	二、七四一、三三一	一九、三四五、〇〇九
一九〇三年	一六、〇四八、五三〇	三、九一九、七二七	一九、九六八、二五六
一九〇四年	一七、九二五、三〇〇	二、五五四、六八七	二〇、四七九、九八七
一九〇五年	一九、四一一、六五四	四、二八九、〇二三	二三、七〇〇、六七七

世界金銀の産出及び消費

四 米國銀行紙幣論

一 米國の銀行紙幣問題

米國に於て銀行紙幣發行法改正の問題、討議せらるゝや實に久しと云ふへし思ふに是れ經濟界の利害得失に關する極めて緊要の問題なり而して其の極めて緊要の問題なるか故に、一世の満足を得べき確然たる解決を得ること甚だ容易ならざるなり然れども今日の銀行紙幣發行法に大欠點あるは何人たりとも之を認めざるものあらざるへし故に余輩は其の改正の早晚必ず實行せらるへきを信するものなり。

米國の銀行紙幣發行法は何故に改正を要する乎他なし今日の銀行紙幣は需要の増減に應じて伸縮するの彈力を具へざるか爲めなり抑銀行紙幣に於て最も貴む所は其の安全なると其の伸縮自在なるとにあり而して米國の銀行紙幣

改正すへき理由

銀行紙幣發行法

は安全の點に於ては殆ど盡せるものあれども伸縮自在の點に於ては最も闕け居れり。

今日米國に於て銀行紙幣を發行するは國立銀行の特權に屬せり而して國立銀行其の紙幣を發行せんと欲せば先づ國債を政府に納付して紙幣の保證となさざるへからずして政府は此の國債に對して銀行紙幣を交付するものなり最初の條例に於ては斯く納付せられたる國債時價の九割に相當する銀行紙幣を交付するものとなし而かも國債額面價の九割に超過すへからざるの制限を付したりしか國債の相場益、騰貴するに従ひ國債を買入れて紙幣の保證となすは銀行の喜はざる所となり紙幣發行高漸く減少して通貨の欠乏を訴ふるの聲々々たるに至りしかは、一千九百年を以て條例を改正し國債時價の十割に相當する銀行紙幣を交付するものとなし而かも國債額面價の十割に超過すへからざるの制限を付したり故に國債の時價か額面價より騰貴せる場合に於て改正前は一千弗の國債を納付して九百弗の紙幣を得るに過ぎざりしに改正後は一千弗の紙幣を得ることとなり一時減少したりし紙幣發行高は爾來再び増加する

に至りたり、又銀行紙幣の交換に關しては、最初は其の發行銀行に於て之を交換するのみなりしに、條例制定の翌年即ち一千八百六十四年に至り、條例に改正を加へたるか爲めに、各銀行は重なる市府に代理店を設置して、其の紙幣交換を行ふこととなりたり、然るに一千八百七十四年に至り、條例更に改正せられ、爾來大藏省は銀行紙幣の償還を行ふべき單一の機關となりたり、即ち各銀行は常に其の紙幣發行高の五分に相當する準備金を大藏省に納付し置くを要し、大藏省は之を償還資金として、要求に應じ無制限に銀行紙幣の交換を行ふものなり、故に銀行破産するあれば、大藏省は直に該銀行の紙幣を償還するを要するなり、然れとも大藏省は此の責任に對して、前述の如く國債及び準備金を預り、其の國債若し下落すれば不足分を追納せしむるの權利を有し、若し尙不足あれば銀行の全資産及び株主の辨償責任に對する第一の優先權を有するか故に、決して危険の虞あるへからざるなり、是を以て銀行紙幣の信用は政府の信用と相同し、政府にして安全なる限りは銀行紙幣も亦十分に安全なるべきなり、且國立銀行の數は五千七百餘に達すと雖、其の紙幣の畫一なるは恰も一銀行より發行したるか

銀行紙幣
發行法の
缺點

如くにして、何等の支障もなく圓滑に全國に流通するを得るなり。
然れとも惜ひかな此の銀行紙幣は伸縮の彈力を缺けり、此の紙幣を發行するの利益は國債時價の高低に従ひて増減す、國債大に騰貴すれば銀行は紙幣發行を減少すべく、之に反して國債大に低落すれば銀行は紙幣發行を増加すべし、故に資金需要の多少及び金融の繁閑に従ひて増減せざるへからざる銀行紙幣は、實際此の原因の爲めに増減せずして、反て他の原因の爲めに増減し、經濟界の各階級か困難及び損害を蒙ること量るへからざるものあり、毎年秋季に於ては、莫大なる農産物を移動するか爲めに、通貨甚たしく地方に吸收せられ、都會は金融逼迫し金利暴騰して殆ど恐慌に瀕するの状況を呈すと雖、春季に至り地方に散布したる通貨の都會に返流するに際しては、遊金充盈し金利暴落して、爲めに危険なる投機取引を獎勵するを例とせり、文明殷富を以て鳴る米國にありなから金融繁閑の變動劇烈にして、金利の亂高下するは眞に驚くべきものあり、是れ獨り米國經濟界の爲めに非常の不幸たるのみならず、英國始め他の諸國も亦其の影響を蒙らざるを得ざるなり、金融如何に逼迫し銀行如何に紙幣を増發せんと

欲するも紙幣の保證に供すへき國債は俄に之を買入るゝ能はさることあらん、假令ひ之を買入れ得るとするも相場貴ければ銀行に不利あり寧ろ之を買入るへき代金を直に運轉するの捷徑にして且利益多きに如かざるへし、故に銀行は機に臨み變に應じて迅速に紙幣を増發するの自由なきなり、銀行若し紙幣を不用とせば、之か償還に充つへき法貨を大藏省に預入れ、之に相當する保證國債を引出し得ざるに非すと雖其の金額は一箇月三百萬弗に制限せられ居るを以て紙幣を減少することも亦自由ならずと云ふへし、故に經濟界の需要に應じて伸縮するの彈力を銀行紙幣に與ふるは最も緊要にして、是れ米國に於て此の問題の絶へず講究せられつゝある所以なり、且米國は歳入剩餘ありて國債を償還し得るに拘らず、銀行紙幣の基礎を失ふを恐れて之を償還せざるか如きは、財政上損失も大なりと云ふへし。

大藏卿カ
リスル
の方案

左れば從來此の問題に關して種々の方案勸告せられたり、クレイブランド氏大統領たりし時大藏卿カリスル氏は一の方案を國會に提出したりしか、其の要旨は、(一)國債を以て銀行紙幣の保證となすを廢止し、(二)國立銀行をして其の紙

幣發行高の三割に相當する政府紙幣を保證資金として政府に預入れしむるの條件を以て、其の拂込資本金の七割五分に超過せざる紙幣を發行せしめ、(三)株主をして紙幣償還の責任を負擔せしめ、又紙幣の債權者をして銀行の全資産に對する第一の優先權を有せしめ、(四)破産銀行の紙幣を直に償還するか爲めに、各銀行に課税して保險資金を起し、且破産銀行に屬せる前記の保證資金は、此の保證資金に繰入るへしと云ふにありき、然れども此の説は行はれずして止みたり、而して今日に於ても銀行一般の資産を基礎として紙幣を發行せしめ、特に國債を基礎とするを廢止すへしとの説は大に行はるゝなり、其の方法に至ては多少の異同あれども、例せば紙幣の發行高を銀行資本金の八割乃至十割に制限し、各銀行の紙幣發行高に對し千分の二半位の租税を課して保險資金を起し、該資金を以て破産銀行の紙幣を償還し、且紙幣の交換を迅速にし、政府の監督を嚴密にせは、能く安全と彈力とを兼備せる良好の紙幣を供給するを得へしと云ふか如きは、是なり、其の他歐洲諸國の例に則りて中央銀行を設立すへしとの説あり、又大體現行の制度を維持し必要に際しては臨時に税付紙幣を發行せしむへしとの説

あり種々の考案續出して研究論議正に關なるか如し、而して紐育商業會議所は本問題調査の爲めに去る三月を以て特別委員を撰定し、爾來該委員は調査を逐げ九月一日を以て其の意見を報告したりしか、其の結論の要旨は左の如し。

第一、伸縮の彈力を具ふる銀行紙幣を我が國に供給する所の法律を制定すべし、而して吾人は此の目的の爲めに、左記方案中の一を採用するの得策なるべきことを建言す。

(甲)日耳曼帝國銀行若くは佛蘭西銀行に類したる一の中央發行銀行を設立し、此の銀行をして特に他の諸銀行と取引せしめ、又其の株式は一部は諸銀行をして所有せしめ、一部は政府をして所有せしむべしと雖、銀行の管理に關しては政府の代表者をして最上權を握らしむべし、此の中央銀行は紙幣を發行し、他の諸銀行の爲めに再割引を爲し、公金を保管し、並に政府の機關として政府紙幣の償還及び公金を保管し、並に政府の機關として政府紙幣の償還及び國庫金の支出を取扱ふべし。

(乙)如何なる國立銀行にても、國債を抵當として發行せる紙幣額が、其の資本金

の五割に相當せるものには、更に其の資本金の三割五分に相當する餘分の紙幣を發行するの權利を有せしむべし。

此の餘分の紙幣は左記の如き累進税を負擔せしむべし。

資本金に對する第一の五分は一箇年百分の二の割合を以て課税し、第二の五分は百分の三の割合、第三の五分は百分の四の割合を以て課税し、資本金に對する爾餘の一割は百分の五の割合、更に其の次の一割は百分の六の割合を以て課税すべし。

此の累進税の收入を以て、破産銀行の紙幣償還に充つべき保證資金を組織し、政府をして之を保管せしむべし。

必要な紙幣の迅速なる退隱を確實にせんか爲めに、大藏省出張所及び其の他の便宜なる場所に紙幣償還機關を設置すべし。

一銀行の紙幣は總て其の形式を同一ならしむべし、又大藏省は償還の爲めに破産銀行の紙幣を呈示するものあれば、紙幣發行高に對する五分の償還資金を以て十分に之を償還するの責任あること從來の通りたるべし、若し此の償

還資金竭盡したるときは前記の保證資金を以て之を償還すべし。
第二、銀行紙幣を引揚げんか爲めに法貨を大藏省に預入るゝ高を一箇月三百萬弗に制限するの法律は之を廢止すべし。
第三、將來發行せらるゝ國債は、國立銀行紙幣の保證として使用せしむべからず。

第四、將來大藏省をして今日の如く金融市場に干渉するを得ざらしめんか爲めに大藏省の動作を規定する所の法律を改正すべし、而して吾人は此の目的の爲めに、大藏省の一般會計に於ける貨幣中、相當の手許入用高を除くの外は總て之を國立銀行に預入れしむべき法律を制定せんことを建言す。

故に委員は中央銀行設立と稅付紙幣發行との兩方案を併掲して、敢て其の可否を斷言せざるものなりと雖、其の報告文の語調を察するに委員は寧ろ稅付紙幣の發行を可とするものゝ如し、蓋し米國に於ては中央集權的の銀行設立は甚だ急激なる革新として目せられ、憲法の精神に違反するものとして之を嫌忌するの情洵に熾なるか如し、現に米國に於ては會て第一合衆國銀行及び第二合

衆國銀行設立せられ中央銀行は二回試験せられたりと雖、常に政治的争闘の爲めに破壊せられて永續すること能はざりき、故に今日再び中央銀行を興さんとするも、獨占は非共和的なりとして、最も劇烈なる反對を受くべきは必然ならん、且今日銀行紙幣の保證に供せられ居る國債は五億弗以上なるか故に、一朝國債より此の用途を奪ふときは、國債の時價に非常の變動を起さざるを得ずして、是れ亦深く慮らざるべからず、左れば中央銀行の設立は實行上意外の困難あるべし、稅付紙幣の發行は米國の事情に於ては比較的に實行し易かるべし、而して斯の如き方案實行せらるゝときは、現行の制度を攪擾すること甚だ少くして、尙ほ銀行紙幣に伸縮の彈力を與ふるを得べきなり。

近電に依れば米國銀行家組合委員並に紐育商業會議所は、金融界の危機を救ふか爲めに、銀行紙幣の無保證發行に關する方案を國會に提出すべく議決したりと云ふ、果して然らば此の問題は漸く實行の機會に接せんとする者なり、而して此の問題は紙幣發行制度上の問題として甚だ緊要なるのみならず、米國經濟界の消長に重大の關係あるか故に、之と通商する各國の利害にも亦實地的の關

係なくんはあらざるなり(三十九年十一月)

二 再ひ米國の銀行紙幣問題に就て

米國銀行紙幣發行法改正の必要なる次第は余輩曩に之れを論じ、此の問題に關する紐育商業會議所特別委員の意見の大要は又既に之を紹介せり、然るに米國銀行大會の委員に於ても亦此の問題を調査したりしに臨時の必要に應じ税付紙幣を發行せしめて、銀行紙幣に伸縮の彈力を賦與せざるへからすと主張するか如き、國立銀行紙幣の引揚を一箇月三百萬弗に制限するの法律を廢止すべしと論ずるか如き、巨額の貨幣を國庫に保藏して、經濟界に活用する能はざらしむるの非を鳴らすか如き、大體の主義に於ては、全く商業會議所委員の意見と符合したりと雖、其の目的を達する方法に至ては、兩委員の意見に多少の相違なきにあらざるなり。

例せば商業會議所の委員は、國債を保證として發行せる紙幣額が、資本金の五割に相當せる銀行には、更に其の資本金の三割五分に相當する餘分の紙幣を發

紐育商業會議所特別委員の意見と米國銀行大會委員の意見と對比

行せしめ、此の餘分の紙幣には累進税を課せんと欲したりと雖、銀行大會の委員は銀行をして國債保證紙幣發行額の五割に相當する餘分の紙幣を發行せしめ、之に對する租税を商業會議所委員の考案よりも軽くし、又規定の制限以内に於て幾何の餘分紙幣を發行すべきかを、各銀行の隨意選擇に任せざることとなし、七名より組織せる中央委員を置き、之をして各銀行に許可すべき餘分紙幣の發行高並に該紙幣に許可すべき流通時期を決定せんと欲したるか如きを、相違の重なる點なりとす。

斯の如く兩委員の意見は大同にして尙ほ小異ありしを以て、銀行大會は兩委員の考案を基礎として、更に雙方一致の結論に達せしめんことを期し、其の委員をして商業會議所の委員と協議せしめたるに、其の結果として委員は左の條件を包容する所の法律を制定せんことを勸告したり。

第一、如何なる國立銀行にても、一箇年間現實に營業し、且其の資本金の二割に相當せる積立金を有するものは、左の方法並に紙幣額の定むべき規則に従ひ、信用紙幣を發行するの權利を有すべし。

兩委員の協定意見

(甲)國債を保證として發行せる紙幣額の四割に相當する信用紙幣を發行せしむ此の信用紙幣の平均流通高に對して一箇年二分五厘の租税を課す、但し將來に於て全國立銀行の資本金總額に對する未滿期國債現在高の比例が今日よりも減少するときは、其の減少に準じて、國債保證の紙幣發行額に對する信用紙幣發行の割合を増加す。

(乙)前項の外更に銀行資本金の一割二分五厘に相當する信用紙幣を發行せしむ、此の信用紙幣の平均流通高に對して一箇年五分の租税を課す。

(丙)信用紙幣及び國債保證紙幣の總額は、資本金額に超過するを得ず。

第二、信用紙幣に對しては今日法律の規定に従ひ、預金に對して置くと同様の準備金を置くことを要す。

第三、信用紙幣に課する租税は、金貨を以て之を政府に納付し、此の租税を以て破産銀行の紙幣を償還し、並に紙幣の印刷費交換費を仕拂ふべき保證資金を組織すべし、此の保證資金をして最初より十分ならしめんか爲めに、信用紙幣の發行を請求する各銀行をして、其の五分に相當する金貨を政府に納付せし

むべし、此の最初の納付金中使用せられざる部分は之を納付したる各銀行の資産とし、保證資金額を信用紙幣發行高の五分相當より減少せしめずして、之を返還し得る場合には時々之を各銀行に返還すべし。

第四、紙幣頭は全國各要地に於ける數多の市府を指定して、紙幣の交換を取扱はしむべし、此等の市府に於ける銀行を機關として、月々信用紙幣の活潑なる交換を行はしむるか爲めに、十分の便利を與ふべし。

第五、國債保證紙幣の引揚を一箇月三百萬弗に制限する現行法の規定は之を廢止すべし。

第六、相當の手許入用高に超過せる國庫の公金は、其の如何なる源泉より來れるを問はず、總て之れを日々國立銀行に預入るべし、且此の預金に對して抵當又は特別の保證を要することなかるべし、但し如何なる場合に於ても、一銀行に對する預金殘高をして、其の資本金の五割に超過せしむべからず、又此の預金を受くる各銀行は、一箇年二分の利子を政府に納付すべし。

即ち銀行の信用を基礎として、特別の保證を備へざる所謂信用紙幣なるもの

を發行せしめ、同時に銀行紙幣の引揚を一箇月三百萬弗に制限する法律を廢止し、尙ほ紙幣交換の便利を十分ならしめ、以て需要の増減に應じ自動的に伸縮するの妙作用を、銀行紙幣に賦與せんと期するものなり。信用紙幣に課する租税を以て保證資金を起し、破産銀行の紙幣償還を安全にし、又國庫の公金を銀行に移して平生經濟界に利用するを得せしめ、金融逼迫の時に當り、大藏省の干渉を必要とする弊害を洗除せんと欲するものなり。

信用紙幣發行の權利を銀行に許可するも、銀行若し之を濫用し、平素妄に之を發行して、粗暴危険なる投機取引を鼓舞するあれば、一朝金融の逼迫來るに及びて、復た發行すべき餘力なきに至るへし、斯の如くんは、銀行紙幣に伸縮の彈力を賦與するの目的は、全く水泡に歸し、臨時變調の急に應じて發行すべき信用紙幣は、平素既に發行せられて、徒らに通貨を膨脹せしむるの結果を見るのみとならん。實に全體の銀行に於て、其の方針を過たは、如何なる制度と雖、殆ど其の弊害を救ふに足らざるへし、然れども、信用紙幣は二分五厘の租税を課せられ、且之に對して二分五厘の準備金を置くことを要するものなり、故に百弗の紙幣を發行

右の方案
に對する
批評

するも、準備金を差引くときは、銀行の資力は七十五弗を増加するに過ぎずして、銀行が負擔すべき二分五厘の租税は、實際三分餘に當るものなり、是れ紙幣の濫發を制するに於て幾分の効力なきにはあらざるへし、然れども、余輩は米國の事情に於て二分五厘の租税は、低きに失することを懸念せざるを得ざるなり、唯一方に於て紙幣交換の要求迅速なるときは、之に依りて紙幣の濫發を防ぐことを得へし、故に前記委員の考案に於ても、紙幣交換の便利を十分ならしむることに甚だ重きを置き、殊に商業會議所の委員の如きは、最も此の點を緊要視し、若し實行し得べくんば、一銀行に於て他銀行の紙幣を使用するを禁すへしと論したり、即ち各銀行に於て苟も他銀行の紙幣を受取るあれば、直に之か交換を要求し、決して再び之を排出さしめざらんと欲するものなり、而して各銀行に於ても他銀行の紙幣は、迅速に之か交換を要求するを以て、其の利益と爲すこと勿論なり、蓋し米國の國立銀行は、其の預金に對し、二分五厘の準備金を置くことを要するか故に、法貨一弗を有すれば、之に對して四倍の預金を造り、即ち四倍の融通資力を造るを得へしと雖、銀行紙幣の一弗は、單に一弗として使用し得るに過ぎず、然ら

は則ち迅速に銀行紙幣の交換を要求すれば、其の資力は忽ち四倍するものにして、銀行の大利たるや明なり、故に銀行紙幣交換の便利具備せは各銀行は迅速に他銀行紙幣の交換を要求すること必然にして、敢て法律の命令を俟たざるなり、是れ交換機關を普及せしむるの最も緊要なる所以なり。

之を要するに臨時の必要に應せんか爲めに税付紙幣を發行することは、久しく獨逸の中央銀行に於て實驗せられ、其の利益あることを説明せり、我が日本の如きも亦此の制度を採用せるものにして、今日に於ては固より新案にあらざるなり、然れども米國に於ては幾千の國立銀行をして、之を發行せしむるの相違あることにして、其の結果如何は米國の實驗に徴せざるへからず、而して此の問題の解決を至大の急務と爲すは、米國銀行界及び商業界の輿論なるか故に、其の勢力は終に國會を動かすに至るへしと期待せらる(四十年一月)

三 米國の紙幣制度改正問題

米國大統領ルーズヴェルト氏は曩に國會に與へたる教書に於て前回教書の

ルーズベ
ルトの改
正意見

趣旨を反覆し、銀行紙幣の制度を改正して通貨に伸縮の彈力を具へしむるの最も急務たるを痛言せり、曰く應急通貨を供給する方法を設けざるへからず、此の應急通貨は政府が確實と認むる十分なる擔保を基礎とし、且重税を課して、之を發行せしめざるへからず、斯の如くせば、通貨の需要急切なるに當ては之を増發するを得せしめ、又其の需要減少するときは之を退隱せしむるを得へしと、是れ即ち需要の増減に従て自動的に伸縮するの妙作用を銀行紙幣に賦與せんと欲するものなり、而して通貨問題に關して當期の國會に提出せられたる議案は甚だ多きか如しと雖、其の中に就き最も世の注意を引けるもの二あり、一は上院に於ける財政委員長アルドリッチ氏か一月七日を以て上院に提出せるもの、一は下院に於ける銀行及び通貨委員長フォートレル氏か一月八日を以て下院に提出せるもの即ち是なり。

アルドリッチ案は簡單にして、現行の制度を大體其の儘に据置き、特に應急紙幣の發行に關する規定を添加せんと欲するものなり、余輩左に其の要點を摘記せん。

アルドリ
ッチ案の
要旨

(第一) 國立銀行にして從來國債券を擔保として資本金の五割に下らざる紙幣を發行し、且資本金の二割に下らざる積立金を有するものは、國債券以外の擔保に對して餘分の應急紙幣を發行するの許可を紙幣頭に請求することを得。

(第二) 紙幣頭は經濟界の事情及び請求銀行の實況に鑑みて、應急紙幣の發行を至當なりと認むる時は、其の請求を許可紙幣發行の時期及び金額を定むへし。

(第三) 許可を受けたる銀行は、本條例規定の資格を具へたる地方公債券、又は鐵道社債券を國庫局又は國庫支局に供託し、之を擔保として紙幣を受取るへし、政府より交付すへき紙幣の金額は、擔保品時價の七割五分に相當する者とし、其の時價は國庫局長之を定むるものとす、國庫局長は其の受納すへき各種擔保品の比例を定め、且何時にても擔保品の變更又は追加供託を命ずることを得。

(第四) 各國立銀行の發行紙幣總額は、國債券を擔保とせるものと、他の債券を擔保とせるものとを合せて、損傷なき資本金及び積立金の總額に超過すへからず、又本條例に従ひ發行する應急紙幣の總額は、二億五千萬弗に超過すへからず。

(第五) 銀行は應急紙幣の平均流通高に對し、毎月千分の五、即ち年六分の租税を

納付すへし。

(第六) 國立銀行にして國債券を擔保とせる紙幣を引揚げんとするときは、法貨を大藏省に預託し、又國債券以外の債券を擔保とせる紙幣を引揚げんとするときは、法貨若くは國立銀行紙幣を大藏省に預託せば、其の預託高に相當する擔保品の返還を受くるを得へし。(以前は此の方法を以てする銀行紙幣の引揚高を一箇月の制限を九百萬弗に擴張したりと雖、今回の「アルドリッチ案」に於ては其の制限を全廢せんとする者なり、)

(第七) 準備金市府又は中央準備金市府(地方銀行より準備金の預託を受くへき市府)以外の地方にある銀行は、預金に對する一割五分の法定準備金中、少なくとも其の三分の二は、常に法貨を以て之を保有すへし。(現今此等の銀行は其の法定準備金の五分の三を準備金市府の二に過ぎず)

アルドリッチ案の大意は實に斯の如きなり、而して紙幣頭及び國庫局長の職權行為は大抵大藏卿の認可を要するものと爲せり。

此の方案は甚だ拙劣にして、決して金融界の危急を救濟するに足らざるなり、故に殆ど其の得失を議論するの價値なしと云ふて可ならん、然れとも四十餘年

右方案に
對する批

來行はれて全國人民の慣熟せる銀行制度は、假令如何なる大瑕瑾ありとするも、一朝にして根本より之を改正するは至難ならざるを得ず、且米國の如き事情に於ては特に然らざるを得ざるなり、是を以て米國上院に於ては急激なる改革を非とし、現行制度の欠點に對し應急の修補を加ふるを以て足れりとするの思想大に行はるゝか如し、而して此の觀察よりすれば、アルドリッチ案は簡單にして衆人の耳に入り易きものあるへし、現行制度を甚しく動搖せしめずして、最も必要なる應急紙幣を供給し得るか如くに思はるへし、且此の方案は上院議員ヘトル、アリソン、アルドリッチ三氏の共同立案に係り、上院有力者の説を代表するのみならず、國庫局長トリード氏も此の類の計畫を主張し、大統領の教書中に漠然説示せられたる意見も之と歸着を一にし、米國政界に於ける此の説の勢力は、隱然大なるものあるに似たり、故に銀行紙幣問題に關する議案中、若し通過の好望あるものありとせば、アルドリッチ案は實に其の好望の最も多きものなりと稱せられつゝあり。

然れどもアルドリッチ案は到底米國の紙幣制度を改良すへき對症の救治法

と爲すに足らざるなり、抑、同案は銀行が從來國債券を擔保として資本金の五割に下らざる紙幣を發行し居ることを以て、應急紙幣發行の許可を受くるの必要條件と爲せり、故に應急紙幣は國債券以外の擔保に對して發行せらるゝと雖、其の發行は從來紙幣の擔保として供託せられたる國債券の多寡に從て制限せられ、從來多く紙幣を發行し居らざりし銀行は、如何に鞏固盛大なる銀行にても、應急紙幣發行の權利を得ること能はざるなり、是れ金融界臨時の逼迫を救濟するの策として偏狹の患あるを免かれず、然れども此の條件のみなれば、從來多く紙幣を發行し居たる銀行は必要あるに際し應急紙幣を發行し得るか故に、信用の破壊せられたる市場に對し多少通貨を供給するを得へしと雖、更に擔保品供託の條件あるか爲めに、應急紙幣の發行をして實際殆ど不可能ならしむるに至るなり。

恐慌を防止し若くは救濟するか爲めに要する應急紙幣は、其の發行を最も容易ならしめ且迅速ならしめざるへからず、然るにアルドリッチ案に於て擔保品を供託せしめんとするは何ぞや、是れ蓋し紙幣の彈力性を重視すると共に一層

其の安全を重視するか爲めにして、其の精神は可なりと雖其の結果として折角の應急紙幣を無用に歸せしむるを如何せんや、紙幣の安全を重視するか爲めに全く其の弾力性を失ふの結果に歸するを如何せんや、何を以て之を云ふか、銀行は其の資金を支出して紙幣の擔保たるべき有價證券を購入せんよりは其の資金を準備金として預金を増加するに如かされはなり、米國現行の條例に依れば、準備金市府の銀行は二割五分、爾他地方の銀行は一割五分の預金準備金を置くを要するなり、故に準備金市府の銀行にして百弗の資金を有する者は之を準備金として四百弗までは華主の爲めに割引貸付を行ひ、該金額を華主の預金と爲すを得へしと雖、百弗の資金を以て有價證券を購入し、之れに對して七十五弗の紙幣を受取るときは、華主の爲めに融通すべき銀行の資力は、四百弗より七十五弗に減少するものなり、況や銀行は此の紙幣に對して年六分の租税を納付せざるへからざるをや、銀行が大に應急紙幣を利用する能はざるや知るべきのみ、リリン氏の論したるか如く此の方案は逼迫の時に際して銀行の資力を補充せざるのみならず、反て之を剝奪するものなりと云はざるへからず、唯平生より巨

應急紙幣
總額の制

額の地方公債券及び鐵道社債券を所有する銀行は多少の便利を得へしと雖、専ら商業手形を取引する銀行は毫も便利を得る能はざるなり、故に紐育商業會議所委員及び米國銀行大會委員が會て主張したるか如く、應急紙幣に對して特別の擔保を要することなく、銀行一般の資産に對して之を發行せしむるに非されは、著大なる効力なきなり。

應急紙幣の總額を二億五千萬弗に制限せんとするか如きも、據る所なきの擅斷なりと云はざるへからず、伸縮の彈力を賦與するの精神に出でたる應急紙幣に對して、一定不動の制限を置かんとするは矛盾にあらずや。

且應急紙幣發行の許否は、其の都度大藏省の調査銓衡を経て之を決定せんとするものなり、是れ最も迅速を要する處置をして非常の遲延に流れしむるの虞なきか、抑、政府か一の中央銀行に對して監督を加へ調査を行ふは、比較的容易なるものと雖、米國に於ては六千餘の國立銀行全國に散布せるものなり、然るに金融界危急を告げ、之に對する救済は一刻も迅速ならんを要するに當り、各地の銀行より請求ある毎に、政府一々調査を加へて其の許否並に發行の時期金額を

評定するものとせば、時機を失する場合多からざるを得ず、是れ亦此の方案の一大弱點なりと云ふべきなり。

故に余輩は此の方案を以て能く其の目的に適せりと云ふ能はざるなり、銀行紙幣引揚の制限を除去せんとするは甚た可なり、又準備金の三分の二を法貨にて保有せしめんとするは、銀行の利益を減少すと雖、爲めに準備金の實効を加ふるものあるへし、然れとも應急紙幣を供給する根本の方法宜しきを得ざるを以て、アルドリッチ案は決して良案と稱するに足らざるなり。

フォーレル案は學理に合へる畫一旦安全なる通貨制度を起さんか爲めに、現行の制度を根本より改革せんと欲するものなり、夫のアルドリッチ案の如く、幾分に修補を加ふるを以て足れりとせざるなり、即ちフォーレル案は國債券を擔保とせる現在の銀行紙幣を引揚げて、新に「保證信用紙幣」と稱する銀行紙幣を發行せしめ、且追ては政府紙幣をも引揚げて金券と交換し、結局米國の通貨を（第一）金貨及び金貨を代表する金券（第二）保證信用紙幣（第三）銀貨の三種と爲し、又共同保證基金を積立て、銀行紙幣の交換及び預金の仕拂を保證し、紙幣所持人及び

フォーレル案の要旨

預金者をして銀行破産の爲めに損失を受くることなからしめんと欲するものなり、而して新に發行すべき銀行紙幣は特別の擔保を要することなく、銀行一般の資産に對して之を發行せしむるか故に、之を稱して信用紙幣と云ひ、且保證基金を設けて其の交換を保證するを以て、更に保證の二字を冠するなり、余輩左にフォーレル案の大要を示さん。

紙幣頭は銀行紙幣交換市府として全國各地に於ける若干の市府を指定するものとし、此の交換市府の數及び位置は各銀行をして二十四時間以内に何れかの交換市府に達し得せしむるを標準として、之を定むるものとす、交換市府の指定を了したるときは、各銀行は其の一を撰みて自行紙幣の交換を行ふべき場所と定め、各交換市府に屬する各銀行は一團の組合となるものにして、之を銀行紙幣交換區と稱し、交換市府並に交換區は番號を付して之を分ち、各交換區に管理局を置き、各交換區に屬する各銀行より選舉せる七名の委員を以て之を組織し、委員の互選を以て一名の委員長を定め、委員長は其の一交換區に於ける紙幣頭代理として銀行の監督を行ひ、各管理局は其の一交換區に於ける銀行紙幣交換

取扱所を設けて其の事務を行ひ、又銀行検査人を選任指揮して銀行の検査を行ふものとす、故にフォーレル案に於ては各交換區の銀行組合及び管理局を以て甚だ緊要なる機關と爲すものなり。

銀行紙幣交換區の組織完結したる後は、各銀行は自行紙幣の流通殘高に相當せる銀行紙幣及び法貨を國庫局長に預託して國債券を擔保とせる現在の自行紙幣を總て引揚げ、更に其の拂込資本金額に相當せる新銀行紙幣を受取り且發行するを得へし、此の新銀行紙幣は、保證信用紙幣と稱せらるゝものにして、國債券の擔保を要せざるものなり、然れども銀行にして以上の權利を得んと欲せば、先づ左の條件を履行するを要す、(第一)交換市府以外の銀行は、金貨若くは金券を以て自行紙幣の代理交換を取扱はしむるか爲めに、交換市府に在る一銀行と其の代理約定を締結すること、(第二)前六箇月間平均預金高の五分に相當する金額並に其の受取らんと欲する新銀行紙幣額の五分に相當する金額を、金貨若くは金券を以て國庫局長に預託すること即ち是なり、而して銀行にして其の拂込資本金額に超過せる紙幣を發行せんと欲するときは、先づ其の屬する管理局の認

共同保證金の積立

可を受くるに於ては、之を發行するを得るものと爲せり、是れ紙幣に伸縮の彈力を賦與するか爲めにして平生に於ては拂込資本金額を以て紙幣の發行を制限すと雖、紙幣の需要急切にして制限外の發行を必要とするときは、唯、管理局の認可を受くるの條件を以て特別の擔保及び租税を要せざる紙幣を發行せしめんとするものなり、故に夫のアルドリッチ案に比して其の寬嚴同日の談にあらず、是れフォーレル案の甚だ大膽なる點にして、深く得失の研究を要する所なり。

他の甚だ緊要なる點は共同保證金を積立て、銀行紙幣及び預金の安全を保證せんとするにあり、而して此の目的を達せんには固より保證基金を生ずるの財源なかるへからず、故に銀行は初め新銀行紙幣を發行せんとするに當り前述の如く金貨若くは金券を國庫局長に預託するを要するのみならず、爾後毎年左の義務を負擔するを要するなり。

(第一)銀行は毎年一月及び七月の兩度に於て、前六箇月間平均預金高の五分に相當する金額並に紙幣發行の高の五分に相當する金額を、金貨若くは金券を以て國庫局長に預託す。

(第二)前記の方法を以て銀行より預託せる金額か二千五百萬弗に達したるときは、現今政府預金の擔保として銀行より差入れある有價證券は之を銀行に還付し、其の後は政府預金に對し銀行より年二分の利子を國庫局長に納付す、即ち毎年一月七月の兩度に於て、前六箇月間平均預金高に對し一分の利子を納付す。

(第三)銀行は毎年一月及び七月の兩度に於て、前六箇月間平均紙幣流通高に對し一分即ち二分の租税を國庫局長に納付す。

以上の方法に依り銀行より出せる金額を以て共同保證基金を組織す、而して此の保證基金を以て個人の預金たると銀行の預金たると政府の預金たるとを問はず、一切の預金の仕拂並に銀行紙幣の交換を保證し、且管理局長及び紙幣交換取扱所の經費を首とし、各交換區に於ける銀行検査の入費並に各銀行より交換取扱所に銀行紙幣を輸送するの入費等は、總て此の保證基金より支出するものとす。

今日銀行紙幣及び政府預金の擔保に充てられ居る國債券は莫大なるか故に

若し一朝國債券より此の用途を奪ふときは、其の相場暴落して經濟界に攪擾を起さざるを得ざるへし、故にフォーレル案に於ては、當分共同保證基金の八割を以て二分利付の國債券を買入るゝ者とし、且之を買入るゝに就ては、今日銀行か紙幣の擔保として供託し居る國債券に第一の優先權を與へ、又次には銀行か政府預金の擔保として供託し居る國債券に第二の優先權を與へ、此等の國債券は銀行か買入れたると同一の相場を以て之を買入るゝものとせり、然れども共同保證基金は次第に蓄積せらるゝものにして、一時に此等の國債券を買入るゝに足らざるへし、故に共同保證基金を以て銀行の所有せる二分利付國債券の全額を買入るゝに足らざるときは、政府は銀行に於ける政府預金を使用して其の殘額を買入れ、爾後共同保證基金の増加するに従ひ、政府の買入れたる國債券を時々該基金の勘定に移すものとせり。

共同保證基金の殘部即ち二割は現金を以て之を保有し、銀行紙幣の交換を便利にし、且實行せんか爲めに、之を交換取扱所若くは交換市府に在る銀行に預入るゝものとす。

中央準備金市府若くは準備金市府に在る銀行は其の紙幣流通高に對して、二割五分に下らざる準備金を置き、其の他の銀行は其の紙幣流通高に對して一割五分に下らざる準備金を置くを要す、但し準備金市府に在る銀行は其の準備金の十分の三を中央準備金市府の銀行に預託し、兩種準備金市府以外の地方に在る銀行は、其の準備金の十五分の四を兩種準備金市府の銀行に預託するを得へし。

銀行か前述の方法に依り其の平均預金高並に紙幣發行高に對して國庫局長に預託せる全額は、之を其の法定準備金の一部に計算するを得へし、又銀行は此の預託金額に對して年一分の利子を受くべきものとす。

營業を閉鎖せんと欲する銀行にして、其の一切の債務を仕拂ひ若くは之を仕拂ふに足るの法貨を大藏省に供託したる時は該銀行か共同保證基金に拂込みたる金額中より銀行破産の爲めに生したる損失を控除せる残額は、該銀行に於て其の返還を受くべきものとす。

銀行の破産せるものあるときは、之か爲めに生ずる損失の一割は、破産銀行の

屬せる交換區の各銀行に於て、其の預金高及び紙幣發行高に比例して之を負擔し、損失の殘部即ち九割は共同保證基金に於て之を負擔すへし。

共同保證基金の増殖高(即ち基金の利子、政府預金の利子並に紙幣税の蓄積高を云ふ)より一切の經費並に銀行破産の爲めに生したる損失を支辨せる殘額か二千五百萬弗に超過したるときは、大藏省の金貨所有高三億四千六百萬弗に達するまでは、毎年首に現存する超過高を金貨にて大藏省の準備金に拂込むへし、而して大藏省所有の金貨か此の豫定額に達したるときは、政府紙幣の流通殘高を金券と交換し、其の後は銀行に於て準備金の一部として政府紙幣を保有せざるへく、又政府は政府紙幣を拂出すことなくして之を銷却すへし。

其の他フォーレル案に於ては、銀行か一九〇九年一月一日以後國債券を擔保とせる今日の銀行紙幣を拂出すを禁止し、此等の紙幣は銷却の爲めに銀行より交換取扱所を経て大藏省に送付するものとし、銀行は或る條件に従ひ貯蓄銀行及び信託會社の業務を営み得るものとし、銀行より預託せる共同保證基金か二千五百萬弗に達したるときは、政府は一切の國庫收入金を其の選定せる諸銀行に

拂込みて預金と爲し、又政府へ仕拂並に政府よりの仕拂は總て小切手若くは爲替手形を以て之を爲し得るものとせり。

故にフォーレル案は今日の國立銀行制度に斷乎たる改革を加へ、銀行紙幣に對して特別擔保を要する從來の主義を廢棄し、需要の消長に應じて自動的に紙幣を伸縮せしむるの道を寬開し、國庫の收入金は悉く之を銀行預金と爲して、莫大なる資金を國庫に死藏するの患を除くと共に、政府をして金融界に干渉せしむるの弊を絶ち、且共同保證基金を設け、法律を以て銀行紙幣に與ふると同一の安全保證を預金に與へ、所謂學理的通貨制度なるものを實行せんと欲するものにして、其の得失は最も切實なる研究を要するなり、然れども斯の如き改革を實行するは決して容易ならざるなり、何となれば一般公衆に於て能く改革の趣旨を會得し、其の利害を判斷するは甚だ期し難きのみならず、國會内に於ても根本的改革の至難なるを厭ふて之を避けんとするの意向甚だ強ければなり、今回のフォーレル案は益、此の問題に關する討議を獎勵して漸く朝野を教育し、終に或は改革を他日に實行せしむるの階梯となるあらん、然れども本年に於て其の實行

フォーレル案の運命

を見るは蓋し望外なるへし、故に余輩は姑く同案の大意を紹介し、今後此の問題に關する米國の形勢か如何に推移すべきかに注目せんと欲するなり。(四十一月)

四 米國通貨案の上院通過

余輩は先に米國議院に提出せられたる二種の通貨法案を紹介したりしか、近日の電報に依れば、アルドリッチ氏の法案は上院を通過したりと云ふ、而して上院の財政委員會に於ては應急紙幣發行總額の制限を二億五千萬弗より五億弗に増加し、又應急紙幣の擔保と爲すべき地方公債券の種類を増加し、原案に對して多少の修正を加へたる由なれば、今回上院を通過せるものは多分委員會の修正を受けたるものならん、同氏の法案は余輩が既に示したるか如く決して米國通貨制度の弱點を改正するに足らずと雖、上院に於ては大に勢力ありしことなれば、終に同院を通過するに至るへきは略ほ豫期せられたる所なり、然らば該法案は終に下院をも通過すべきや否や、下院に於ては現行制度を根本より改革せんとするフォーレル氏の法案提出せられたりと雖、議員中には根本的改革の至難

なるを厭ふもの多きか故に、若し下院に於て別に簡單なる法案提出せらるゝなくんは、或は寧ろ上院の法案を賛成せんとするの意向なきにしも非ざるか如し、故に下院か上院の法案に多少の修正を加へて之を通過するに至るは、必ずしも絶無と云ふへからざるなり、殊にアルドリッチ氏の法案より擔保品供託の條件を除去し、銀行一般の資産に對して應急紙幣を發行せしむることゝ爲すときは、大體に於て米國銀行大會及び紐育商業會議所より提出せる法案と一致し、銀行及び商工界の希望に投するのみならず、又大に應急紙幣の効力を増加するか故に、若し斯の如き折衷的修正にして上下兩院の協議整ふことあれば、兎に角此の問題に一段落を告げ改正法案の實行を見るに至るへし、然れども徒らに數多の法案相競争するのみにして、上下兩院の一致を得ること能はずんば、米國の通貨制度は依然舊態を維持し、毎年農産物移動の時期に於ては非常の金融繁忙に苦まざるを得ざるのみならず、時々昨秋に於けるか如き恐慌の頻發するを免れざるへし、故に此の問題は米國と通商する各國の共に注意せざるへからざる所なり。(四十二年四月)

五 米國通貨法の決定

米國多年の宿題たりし銀行紙幣發行法の改正は、昨一九〇七年の恐慌以來一層討議せらるゝ所となりしか、過般一の通貨法決定せられて茲に一段落を告げたり、初め上院に於てはアルドリッチ案を通過したりと雖、下院の委員會は其の議決を延期して之か通過を妨げ、又下院に於てはウリランド案を通過したりと雖、是れ上院の容るゝ所とならず、是に於てか兩院の協議會を開きて協議を重ねたれども要領を得る能はざりしか、議會の開期漸く盡さんとするに際し、新に一の通貨法案提出せられ、終に其の通過を見るに至れるなり、而して之か通過に關しては地方的利益問題を以て議會を動せりと稱せられ、又此の通貨法は特に株式投機者及び募債引受人の輩を利益するものにして、正當なる農工商の實業家を利益するものにあらずと非難せられ、其の評判甚た宜しからざるか如しと雖、兎に角に「レバブリカン」黨の多數は此の決定を爲すを以て選舉戰略上に必要なりと思惟し、終に之を通過するに至れるならん、故に今回發表せられたる同黨

新通貨法の要領

大會の政綱に於ても該法案の通過を是認し、尙ほ將來十分の調査を盡くして良好なる通貨制度の設定を期する旨を宣言し、通貨問題の解決を以て同黨本領の一となせり、而して新通貨法は未だ米國の通貨問題を解決するに足らずと雖、國立銀行に與ふるに應急の限外紙幣發行權を以てし、之に依て銀行紙幣に伸縮の彈力を賦與し金融の逼迫を救ひ恐慌の再來を防かんと期するものなれば、余輩は其の要項を左に摘出して参考に供せんとす。

(一) 近接地方にある十行に下らざる國立銀行は通貨組合と稱する組合を組織するを得へし、加入各銀行は損傷なき資本金及び資本金の二割に下らざる積立金を有するを要す、又加入各銀行の資本金及び積立金の總額は五百萬弗に下らざるを要す、此の組合は法人の資格を有するものとし、各銀行より一名の代表者を出して理事會を組織し、該理事會に於て組合定款を作成し頭取副頭取及び事務委員等を選擧す。

(二) 各通貨組合に屬する各銀行にして國債券を擔保として資本金の四割に下らざる紙幣を發行し居るものは限外紙幣の發行を請求するを得へし、之を請

求せんとするときは、國債券以外の有價證券及び商業手形を擔保品として通貨組合に供託し、組合は政府の爲めに之を保管す、組合の役員は該銀行に代り、限外紙幣の下付を大藏省に請求し、大藏卿に於て該地方の事情は通貨の増加を要すと認め、且擔保品及び組合銀行の資力を確實と認むるときは、擔保品時價の七割五分以内に於て其の適當と思惟する數額の限外紙幣の發行を許可す、但し一定の資格ある州債券、市債券、町債券、郡債券等に對しては、其の市價の九割までは限外紙幣の發行を許可するを得へし。

(三) 組合の各銀行は限外紙幣の償還に關し、政府に對して連帶の責任を負擔す。

(四) 各銀行の紙幣發行高は國債券を擔保とせるものと、他の證券及び手形を擔保とせるものとを合せて、資本金及び積立金の總額に超過するを得ず、又本法に従ひ發行する限外紙幣の總額は五億弗に超過するを得ず。

(五) 各銀行は其の限外紙幣の流通高に對し、其の五分に相當する交換資金を大藏省に預入るへし。

(六) 限外紙幣を發行せる銀行は最初一箇月は、其の平均流通高に對し、年五分の

割合を以て租税を仕拂ひ、其の流通の繼續一箇月を加ふる毎に、年一分の割合を以て租税を増し、年一割の割合に達したるときは、租税を其の割合に据置くものとす。

(七)限外紙幣を引揚げんと欲する銀行は法貨若くは國立銀行紙幣を大藏省に預託せば、其の預託高に相當する擔保品の返還を受くるを得へし。

國立銀行條例の制限以外に臨時應急の紙幣を發行せしめんと欲する規定の要領は斯の如し、而して此の通貨法を最初のアルドリッチ案に比すれば、組合設立の如き擔保品中、商業手形を加へしか如き、又限外紙幣課税法を改めしか如き、多少相異なる所ありと雖、大體の趣旨に於ては相同しと云ふへし、而してアルドリッチ案は甚だ欠點ありと雖、今之を論ずるを要せざるなり、唯、此の通貨法の爲めに、今後米國の金融市場に如何なる影響を與ふへしかは大に注意せざるべからざるなり。

然れども新通貨法は一九一四年六月三十日を以て其の期限満了するものと爲じ、同法中に於て上下兩院より各九名の通貨制度調査委員を選定し、通貨制度

新通貨法
とアルドリッチ
案との比較

改正の問題を調査せしむべき旨を規定せり、故に通貨問題の十分なる解決は該委員の調査に譲れるものにして、新通貨法は暫定的のものたるに過ぎざるを知るべし。(四十二年七月)

五 兌換券をして變態を脱せしめよ

戦勝後の今日に於て兌換券發行定額擴張の論起るは敢て怪むに足らざるなり、而して其の方法にして宜しきを得は余輩は之に對して必ずしも異議を挟むの要あるを見ざるなり、然れども今や兌換券は在外資金の作用の爲めに變態に陥れり、故に余輩は先づ兌換券をして速に變態を脱せしめんことを望まざるを得ざるなり。

回顧すれば我が政府が明治十七年を以て始めて兌換銀行券條例を公布するや、單に兌換券に對しては相當の正貨準備を置くべしと云ふに止まり、條例の規定極めて漠然たるものありき、蓋し當時は不換紙幣の整理尙ほ一篋の功を欠くの際にして、且日本銀行兌換券の發行は創始の事に屬するを以て、政府は頗る慎

兌換銀行
券發行の
沿革

兌換券をして變態を脱せしめよ

重の態度を取り、凡そ五百萬圓を極度として、徐々に之か發行を試みしめんとし、且初めは其の發行額に對して全額の正貨準備を置かしめたるものゝ如し、然るに其の後銀紙の差價全く消滅して明治十九年一月より政府紙幣の兌換を開始するの佳運に向ひ、且兌換券は圓滑に流通したるか故に政府は兌換券の發行を擴張して、一には日本銀行の資力を増加し、一には其の増發兌換券の一部を政府に借受けて政府紙幣の殘額を銷却せんと欲し、乃ち明治二十一年に至り條例を改正したり、此の時我が國は獨逸の制度に倣ひ、所謂屈伸制限法なる主義を採用したるものにして、即ち兌換券は正貨準備に對しては無制限に之を發行するを得せしめ、此の外特に七千萬圓を限り、保證準備に對して之を發行し得るものと爲し、且市場の景況に由り通貨の増加を必要とするときは、以上定額の外に更に保證準備に對して稅付の兌換券を發行し得るものと爲せり、是に於て乎、我が兌換制度は始めて其の面目を備へたりと謂ふへし、而して政府は増發兌換券の内二千二百萬圓を借受けて、政府紙幣を銷却するの資金に供したり、然るに其の後經ること未だ二年ならずして、彼の明治二十三年の金融逼迫に會するや、政府は

凡百の事業正に陽春發生の季に遭遇して、通貨の需要増加せりと爲し、再び條例を改正して、發行定額を七千萬圓より八千五百萬圓に擴張し、尋て明治三十二年に至り、日清戰役後に於ける經濟界の發展は、通貨の増加を要すと認められ、條例更に改正せられて、發行定額は八千五百萬圓より一億二千萬圓に擴張せられたり。

從來の歴史斯の如し、我が兌換券の發行定額は事情の變遷に會すれば容易に擴張せらるゝの例にして、彼の英國の兌換制度か六十餘年の久しきを経て未だ一回の改正をも受けざるものと相同しからざるなり、而して今日の大藏大臣たる阪谷博士か、卅八年十一月の經濟學協會に於て、日本銀行資力擴張の問題を提起したるか如きは、固より個人としての意見を述べられたるに過ぎずと雖、又以大藏省の意向を察するに足る者なしとせず、故に今日に於て兌換券發行定額擴張の議あるは、又々既往の先例を繰返さんとするものにして、敢て意外とすへきことにあらず、然れども今日の最大急務は先づ我が兌換券をして變態を脱せしむるにあり、而して定額擴張の實行の如きは、兌換券か其の常態を恢復したるに

日本銀行
資力擴張
問題

後を俟たざるへからず、蓋し四十年九月に於ける最近の日本銀行週報に依れば
兌換券發行の現況左の如し。

兌換券發行高	三〇五、二九八、六九五圓
正貨準備	一四七、一一四、二二八圓
保證準備	一五八、一八四、四六七圓
制限超過高	三八、一八四、四六七圓

故に若し發行定額を三千萬圓増加して、一億五千萬圓に擴張すとせんか、其の結果は差向き制限外發行三千萬圓を減少して、之を定額發行に移すに外ならざるへし、何となれば政府及び日本銀行か海外に於て巨額の金貨資金を有する間は、假令正貨の取付起るも、在外資金を以て之に應じ、表面に現はれ居る正貨準備は、務めて之を維持すへければなり、是を以て兌換券の發行高は、正貨準備に對し一億四千七百萬餘圓、保證準備に對し一億五千萬圓合計二億九千七百萬餘圓となるへし、而して日本銀行に於て極度の發行を過多なりと爲す時は、保證準備に對する發行を減少して、所謂發行餘力を生ずるに至るへし、然れとも斯の如き

發行定額
果換の結

は強ひて、正貨準備を維持せんとするの結果にして、固より我が兌換制度の精神に合へる正法と云ふへからず、夫れ發行の定額は社會か如何なる事情に於ても必ず要する通貨の高ならざるへからず、此の定額は常に必ず世間に流通し、決して銀行に歸還せざるものならざるへからず、而して此の定額の餘に更に兌換券を發行する場合に於ては、必ず同額の正貨準備に對して之を發行するもの也。之に反して、正貨準備に對する發行は常に經濟界の事情に従て増減伸縮せざるへからず、是れ兌換紙幣の妙機の存する所なり、然るに正貨準備に對する發行を不變不動のものと爲し、却て定額の發行を伸縮して、通貨に對する需要の變動に應せんとするか如きあれば、本末を顛倒するの甚しきものにして、全く我が兌換制度の精神を没却するものなり、若し發行餘力を生ずる程なれば、必ず發行定額を減少せざるへからず、然るに餘力を生ずるを見るも、恬然顧みるなくして、發行定額を維持するは豈に奇怪ならずや、况や此の場合に於て更に發行定額を擴張せんと欲するに於てをや、是れ全く無意義のことなるのみ、政府も日本銀行も將た世間も敢て斯の如き状態を意に介せざるか如しと雖、定額の發行を伸縮し

兌換券をして變態を脱せしめよ

て通貨を増加せんとするか如きは實に奇怪なることなり、是れ我か兌換制度の趣旨と相容れざるものなり。

元來日本銀行か正貨準備に對する關係は、自動的のものにあらすして、他動的のものなり、日本銀行は正貨を持參して兌換券と引換へんとを請ふ者あれば、之に應せざるへからざる義務あり、然れども其の引換を請ふと否とは勿論世人の自由にして、日本銀行は毫も之に與るなし、其の引換を請ふものあれば、銀行は兌換券を交付し、正貨を受取り、而して其の正貨を準備と爲すへきのみ、又世人兌換券を呈示して、其の兌換を要求するあれば、銀行は其の正貨準備を出して之に應すへきのみ、若し全く兌換券を請ふ者なければ、銀行は正貨準備に對する兌換券は一枚をも發行せずして可なり、隨て正貨準備は皆無なるも可なり、何となれば發行定額の兌換券は決して取付を受くるの危険なき筈なれば也、唯戰亂其の他非常事變の爲めに政府及び日本銀行の信用を害するあれば、一般に兌換券の取付を受くるの危険ありて、自ら之に處するの策あるを要すと雖、平常に於ては兌換券の發行者たる日本銀行は受動的の位置に居るものにして、正貨と兌換券と

日本銀行の正貨準備に對する關係

正貨準備に關する誤謬

は經濟界の需要に從て互に交代出入するものなり、正貨準備及び兌換券の増減は兌換券の發行者に於て之を左右するの實權あるへからず、然れども各銀行其の他一般の經濟界は其の債務を履行すへき準備を要すること勿論にして、營業者としての日本銀行も亦固より然り、而して内國に於ける債務履行は兌換券を以て之を辨すへしと雖、海外に對する債務履行は正貨を以てするに非されは之を辨する能はざる場合多し、故に經濟界は正貨を日本銀行に差入れ、之に代へて得たる兌換券を使用すと雖、一朝正貨を要するあれば、兌換券を呈示して正貨を取付くるなり、兌換券の需要正貨よりも大なるときは、兌換券は正貨と交代して出で、之に反して、正貨の需要兌換券よりも大なるときは、正貨は兌換券と交代して出づる也、是れ皆經濟界の需要に從ふものにして、即ち兌換券をして自然の制裁を受けしむる所以なり、而して此の自然の制裁は兌換券をして其の自動的整理を遂げしむる所以にして、兌換券の効用は是に於て乎全きを得るなり。

故に正貨準備を不變不動ならしめんとするか如きは、最も膠柱の誹を免れずして、固より一大誤謬ならざるへからず、夫れ兌換券は不換紙幣にあらず、苟も其

兌換券をして變態を脱せしめよ

六七

の發行過多なるときは、忽ち正貨の引出となりて、過多なる兌換券は流通上より退くへし、故に此の自然の制裁をして十分に行はれしむるときは、政府にても日本銀行にても決して久しく兌換券を濫發する能はざるなり、兌換券の發行を慎ますして、尙ほ正貨準備の減少を防かんとするか如き方針は、一日も之を維持する能はざるなり、唯、今日に於ては在外資金ありて、正貨の取付起らんとするときには、之を在外資金に轉嫁するか故に、正貨準備は無事なるを得ると雖、結局之か爲めに我が國の有する正貨を失ふは一なり、兌換券過多なるときは、其の結果として在外資金を失ふは、恰も過多の金貨を海外より輸入する場合に於て、其の金貨か忽ち流出すると異ならざるなり、然れども在外資金か竭盡するまでは、兌換券の増發は幾回となく繰返さるへし、故に物價之か爲めに動搖し、經濟界は一般に其の影響を蒙らざるを得ず、是れ我が兌換券をして殆ど不換紙幣と同様の弊害を流さしむるものにあらずや。

正貨準備に對する兌換券は減少するなく、定額の兌換券は極度まで發行し、加ふるに數千萬圓の制限外兌換券を發行せんとす、兌換券の非常に膨脹するは必

兌換券膨脹の結果

至の結果なるのみ、而して其膨脹の結果甚だ恐るべきものあるのみならず、他日之を整理減縮するときの結果も亦甚だ寒心すべきものなくんはあらず、激變は何れの方向に於てするを問はず、常に經濟界の爲めに最も惡影響なきを得ず、不換紙幣の歴史を知るもの、誰れか之を疑ふを得んや、且定額兌換券の發行を伸縮するか如きは甚だ不當なるか故に、兌換券の總額を過多なりとせば、日本銀行營業部又は各銀行は其の預金準備とする兌換券を以て正貨と交換し、正貨を以て其の預金準備を積立つへし、余輩は各銀行か其の最大の債務たる預金に對して、相當の正貨準備を積立てんことを望むものなり。

日本銀行正貨を受入れ之に對して兌換券を發行するは、一に經濟界の需要に従ふものなり、故に正貨を差入れて兌換券の交付を求むるものなくんは、日本銀行は正貨準備に對する兌換券を發行するに由なきなり、日本銀行の發行部より云へば實に斯の如きなり、然れども既に兌換券と云ふ以上は、全く正貨準備なくして之を發行するを得ず、換言すれば經濟界か其蓄積せる正貨を差入れて兌換券の交付を求むるの状態先づ備はるに非ずんば、兌換制度は初めより成立する

能はさるなり、而して兌換制度の創始以來専ら正貨發行部に差入れたるは、最大の正貨所有者たる政府及び日本銀行營業部なるへしと雖、發行部より云へは是れ唯、經濟界の需要に應じ、兌換券を出して正貨と引換へたるに外ならざるなり、而して發行部に積立つる正貨は兌換券發行總額に對する兌換準備となるものなるか故に、其の總額中、正貨準備に對して發行せる部分愈、多く保證準備に對して發行せる部分愈、少なきに從て、兌換は愈、安全を加ふること固より論を俟たず、若し夫れ其の總額をして悉く正貨準備に對して發行せしむる者とせば、是れ實に兌換を安全ならしむる極度なり、然れども偏に兌換の安全のみに重きを置くときは、兌換制度に依りて正貨の使用を節約するの目的を達する能はず、而して正貨使用を節約せんと欲せば、保證準備に對して發行せる部分の成るべく多きを可とするなり、故に要は兌換の安全と正貨の節約とを兩立せしむる程度に於て、適宜に發行の定額を制限するにあり、而して嚴に制限外の發行を戒むるあれは、兌換券の膨脹を防ぎて兌換制度を鞏固ならしむるを得へしと雖、之に反して制限外の發行を濫にするあれば、兌換券の膨脹となり、物價の騰貴となり、外國貿

兌換券の
制限外發行

易の失衡となり、其の結果大に正貨準備の取付を起すのみならず、兌換券の急激なる増減の爲めに經濟界を動搖せしめざるを得ざるなり。
然るに近頃兌換券の制限外發行は殆ど平常の現象となり、且其の發行は往々頗る巨額に達せり、今各年末に於ける景況を見るに左の如し。

年次	正貨準備		保證準備		合計	制限外發行	
	正貨	保證	正貨	保證		正貨	保證
三三年末	六七、三四九、一二九	一六一、二二〇、九〇三	二二八、五七〇、〇三二	四一、二二〇、九〇三	二九、四七、七〇五	三三、三三三、六六六	七
三四年末	七一、三五八、三七一	一四二、七三八、三九五	二一四、〇九六、七六六	二二、七三八、三九五	三三、三三三、六六六	七	六
三五年末	一〇九、一一八、八一七	一二二、九七五、五六〇	二三二、〇九四、三七七	二、九七五、五六〇	四七、〇一五	二、九七五、五六〇	九
三六年末	一一六、九六二、一八四	一一五、九五八、三七九	二三二、九二〇、五六三	〇	五〇、二二四	九、七八	八
三七年末	八三、五八一、二二六	二〇三、〇四四、五二六	二八六、六二五、七五二	八三、〇四四、五二六	二九、一六七〇	八、四	八
三八年末	一一五、五九五、〇二六	一九七、一九五、七九三	三一二、七九〇、八一九	七、七九三、三六九	五、六三〇	五	五
三九年末	一四七、二〇二、一二五	一九四、五六四、〇三九	三四一、七六六、一六四	七、四五六、四三〇	七、五六、九三	三	三

而して最近に於ける制限外發行は三千萬圓乃至五千萬圓の間にあり、然らば則ち斯の如く制限外の發行を要するものは如何なる事情に原因せるか、余輩は日本銀行總會に於ける松尾總裁の演説を見るに、二十七年二十八年に於ける兌

兌換券をして變態を脱せしめよ

換券の膨脹に關しては、其の主因を政府貸上の如き、大藏省證券應募の如き財政上の必要に歸したりと雖、三十九年に於ては大藏省證券引受の爲めに一時の資金を要したることあるも、該證券は即日若くは數日にして賣切となるの例なりしを以て、日本銀行の出金は迅速に之を回収するを得たりと爲し、且同年末に於ける兌換券の膨脹は各銀行未決算資金の貸出一時に輻湊せるに原因すと爲せり、又大藏省編纂の財政及經濟年報に記する所を見るに、昨年半季に於ける兌換券の増加は多少政府に對する一時の貸付に原因するものあれとも、下半季に於ける増加は企業振興の爲めに資金の需要著しく増加したると、年末決算資金の貸出俄然増加したると、又其の頃に於て大藏省證券の發行ありしとに原因すと爲せり、又阪谷大藏大臣か四十年四月經濟學協會の演説に於て、現今政府及び日本銀行か所有する金貨資力は約五億萬圓に達するか故に、我が金融機關の中堅は頗る鞏固にして、若し半額準備主義に依れば此の金貨資力に對して十億圓の兌換券を發行し得べく、三分の一準備主義に依れば之に對して十五億圓の兌換券を發行し得へしと説かれたるに徴すれば、當時政府に於ては少なくとも當分は

其の在外資金に手を觸るゝの必要を認めざりしならん、故に政府及び日本銀行當局者の意見に依れば、此の上財政の爲めに我が兌換制度を攪擾するの患なきに似たり。

然れども臨時軍事費剩餘金より四十年年度豫算に繰入るべき一億圓は之を如何するや、政府は既定の公債募集殘額中を以て之に充つべき計畫なる由は余輩の曾て聞きたる所なれども、目下の事情公債の募集を許さざるに於ては、勢ひ在外資金を以て之に充つるの外一策なからん、而して此の金額は海外經費として仕拂ふものなるや、將た之を本邦に取寄するを要するものなるや、若し之を本邦に取寄するを要すとせば、政府は在外資金に對して爲替を賣出すか、海外に於て本邦宛爲替を買入るか、正金を現送するか、在外資金を日本銀行に交付し兌換券にて其の代價を納めしむるか、何れか其の一法を採らざるを得ざるへし、第一法第二法は爲替作用に依るものにして最も可なりと雖、其の金額大なるときは多少爲替市場に變動を起し、且急に之を行ふ能はざることあるへし、第三法は損失少なからず、而して第四法を行ふに於ては又々兌換制度に煩累を及ぼさざる

在外資金
の回収

海外資金
積立の不
経済

を得ざるなり、故に海外に於ける必要なる経費を支辨するか爲めに、海外資金を使用するは姑く止むを得ずとするも、余輩は政府が在外資金を本邦に回収するを避けんことを望まざるべからず、即ち將來務めて歳計豫算の膨脹を抑制すべきは勿論既定豫算の事業と雖、苟も繰延へ得る限りは之を繰延へ、在外資金を回収するに非されは行ふ能はざるか如き事業は、思ひ切りて之を見合せんことを望まざるべからず、且政府が特別の用途なき資金を海外に積立つるは、頗る不経済にして且頗る危険なり、或は之に依り我か財政に對する外人の信用を博せんと欲するものならんと雖、利子を負擔せる借金を積立て、何ぞ我か財政の鞏固を示すに足らんや、斯の如き手段を以て損益の計算に明敏なる外國資本家を籠絡するに足らざるは云ふまでもなし、而して巨額の資金積立てらるゝときは、財政方針の儉安となり、經費膨脹の誘惑となり、輸入の奨励となり、投機取引の煽動となり、結局其の資金は意外の目的の爲めに費消し盡さるゝの危険あらん、大蔵大臣の企圖せらるゝか如く金融機關の中堅を鞏固にする能はずして、唯、永く利子の負擔を遺すに止まるべし、故に政府は時機を察し之を以て外債の買入鎖却

變態を脱
せしむる
の急務

を斷行し、以て真正に我か財政を鞏固にするの得策なるに如かさるなり。我か兌換制度をして變態を脱せしむるは今日の最大急務なり、而して此の目的の爲めには財政の壓迫を蒙ることなからしめざるべからず、然れども假令ひ今後財政の壓迫を蒙ることなしとするも、尙ほ今日の儘にては變態にあるを免れざるべし、何となれば財政の爲めに既往に於て蒙りたる壓迫の結果依然として存すればなり、蓋し日本銀行が幾千萬圓の資金を海外に於て積立つるは、是れ同銀行營業部の準備金と見做すべきものにして、我か經濟界の爲めに甚だ鞏固なる支柱を與ふるに似たり、然れども此の資金は日本銀行が平生の營業上に於て蓄積したるものにあらずして、政府が外債に依りて得たる資金を回収するか爲めに之を日本銀行に賣り、而して日本銀行は之に對する兌換券を政府に納めたるものなり、故に日本銀行の運轉資金は大なる欠陥を生せずんばあるべからず、何となれば日本銀行が海外に於て得たる資金は一時に之を本邦に回収する能はされはなり、強めて之を回収するも忽ち流出せざるを得されはなり、故に日本銀行は此の資金中幾部分かは之を發行部の正貨準備に移したるものあるべ

しと雖、其の大部分は海外に於て之を保有するものならん、果して然らば日本銀行の運轉資金は匱乏を告げざるを得ずして、日本銀行が殆ど絶へず制限外の兌換券を發行するものは、蓋し之に職由するならんと察するなり、元來制限外の兌換券は信用破壊し金融梗塞し金利暴騰し、經濟界燃眉の危急を告ぐるに當り、一時の活路を開かんか爲めに之を發行すへき者なり、故に信用回復し金融疏通し金利低落せは忽ち回收せらるへきものなり、財政の都合の爲めに之を發行するは變則なり、民間資金の需要少しく増加したればとて容易に之を發行するは變則なり、然るに日本銀行は近頃殆ど絶へず之を發行せり、制限外の兌換券は五分に下らざる發行税を負擔すと雖、此の發行税以上の利子を收め得るに於ては、日本銀行は之を發行して固より損失なきなり、是に於てか兌換券は非常に膨脹せざるを得ざるなり、而して兌換券の非常に膨脹せるに拘らず、正貨準備の大に流出せざるものは、日本銀行が在外資金に對して爲替を賣出し正貨準備に對する取付を避くるか爲めならん、故に正貨準備に對する兌換券は殆ど不變不動の姿となり、定額の兌換券は極度まで發行せられ、更に三千萬圓五千萬圓七千萬圓と

云ふか如き制限外の兌換券發行せられ、我が國通貨の増減は全く大藏省及び日本銀行當局者の裁決に由り制限外兌換券の伸縮を以て鹽梅せらるゝの狀を呈せり、是れ兌換券と稱するも實際殆ど不換紙幣の性質に陥れるものにあらずや、兌換制度をして美制たらしむる所以の特有機能は殆ど痲痺し、經濟界の需要に従て正貨と兌換券とか互に交代出入する自動的作用は殆ど妨礙せられたり、今や我が國の通貨は海水との聯絡を失ひたる池水の如し、其の多寡は世界的の平準に歸する能はずして、常に人爲を以て左右せらるゝものなり、是れ變態にあらずして何ぞや。

兌換券か斯の如く變態に陥れるに當ては、我が國の通貨は幾何を以て適度とするかを知る能はざるなり、隨て發行定額を擴張するの得失を講ずる能はざるなり、故に我が兌換券をして速に此の變態を脱せしめざるへからず、而して其の變態を脱せしめんには、正貨準備に對する取付の道を開放せざるへからず、之を開放するも取付を受くることなくんば、我が經濟界の需要は今日の兌換券發行高を維持するに足ることを證するものなり、若し又今日の兌換券發行高にして

變態を脱せしむる方法如何

兌換券をして變態を脱せしめよ

過多なりとせば、其の過多なる又は正貨準備の取付を受くへし、余輩は兌換券をして此の自然の制裁を受けしめんことを望むなり、若し今日の如く正貨準備の流出せんとするに當ては、在外資金に對する爲替を賣出して、正貨準備の取付を防くとせんか、然るときは在外資金の竭盡するまでは我が兌換券は變態を脱する能はず、而して之か爲めに我が正貨を維持するにあらすして、正貨を失ふは結局一なり、間接に在外資金を失ふも直接に正貨準備を失ふも相同しければなり、故に正貨準備に對する取付の道を開放するに如かざる也、又日本銀行は其の在外資金を成るべく有利にして且容易に正貨と交換し得る有價證券に放下し、務めて殖利を計るを可とすへし、而して我が國に於ける兌換券の需要増加するに従ひ之を正貨準備に移し、之に代へて得たる兌換券を我が國に於て運轉せば、低利の海外に於て其の資金を運轉するの損失を避くべきなり。

若し日本銀行か政府より買受けたる在外資金を漸次に發行部の正貨準備に移し、之に相當する兌換券を内地に於て運轉したりとせば、正貨準備に對する兌換券増加し、其の結果兌換券の總額か我が經濟界の需要に比して過多となると

きは、忽ち正貨準備の取付となり、正貨の流出となり、過多なる兌換券は速に流通上より退かざるを得ざりしならん、然るに日本銀行の爲す所茲に出てす、其の政府より買受けたる資金は海外に於て之を保有し、内地に於ては制限外の兌換券を發行して運轉資金の欠乏を補充するの方針を執りたるか如し、而して兌換券膨脹の爲めに正貨準備の取付起らんとするときは、在外資金に對する爲替を賣出して之を防ぎ、爲替の賣却に依りて回収したる兌換券を以て一時制限外の發行を減少するとあるへしと雖、更に資金の需要を感ずるあれば、更に制限外の兌換券を發行し、幾回となく此の手續を繰返しつゝあるものならん、然れども正貨準備に對する兌換券を増發すると制限外の兌換券を増發するとに論なく、苟も兌換券の總額か過度に膨脹するときは同しく正貨を失はざるを得ず、故に日本銀行今日の處置は決して我が正貨を維持するの効果あるものにあらざること、は、余輩か既に之を論したるか如し、然らば則ち制限外の兌換券を發行するは日本銀行に取りて大に利益する所ありや否や。

日本銀行か制限外の兌換券を發行する場合に於て、其の保證に充つる所の有

在外資金
の利用法

有價證券は固より何れも利子を生ずるものなり、然れども日本銀行既に有價證券を所有する以上は、之を兌換券の保證に充つると否とに關せず、其の利子は同く生ずるものなり、故に日本銀行が制限外兌換券發行の爲めに得る所の利益は、兌換券の運轉に由りて生ずる收利と發行税との差額に止まるものなり。

日本銀行若し其の在外資金を正貨準備に移し、之に相當する兌換券を内地に運轉すとせんか、此の兌換券は固より發行税の負擔を要せざるか故に、之が運轉に由りて生ずる收利は凡て日本銀行の利益となるへし、若し在外資金は海外に於ける運轉に由りて幾分の收利を生ずとせば、之を差引せる残額は日本銀行の利益となるへし。

故に日本銀行既に在外資金を所有し、且海外に於ける資金運轉の收利は内地に於ける資金運轉の收利に超過するものに非ざる以上は、其の在外資金を正貨準備に移し、之に相當する兌換券を内地に於て運轉するの利益あるに如かさるへし、然るに日本銀行か之を爲さずして制限外兌換券發行の方針を執れるものは何故なるや、余輩實に其の理由を解するに苦まざるを得ざるなり。

制限外兌
換券發行
の由來及
沿革

制限外の兌換券發行は決して之を濫にすへからざること勿論なり、故に始めて之を發行するに當ては、政府も日本銀行も深く戒心し、之に處して只管過失なからんことを期したるものゝ如し、蓋し其の第一回の發行は明治二十三年に於ける金融界困難の際にありて、當時松方大蔵大臣は其の發行を許可したる顛末を伊藤總理大臣に具申したるか、其の書中先づ市場の逼迫金融の壅塞殆ど其の極に達し、大阪は日歩五錢有餘の高度を示し、東京亦參錢を下らざるを述べ、且曰く、抑、我が國貨幣市場の景況たる、冬季の末春季の初めに涉りては、漸く緩慢の狀を呈するを常とす、然るに本年の如きは目下將に緩慢なるへきの季に際し却て前陳の狀を爲す、其の然る所以のものは一般事業擴張の如き永遠の原因に由るなきにあらずと雖、米價の暴騰、新設會社の株金拂込等の如き一時の原因亦大に之か媒を爲すや敢て疑を容れざるなり、果して然らば永遠の原因に備ふるに先ち一時の原因を處するは、當務の順序正に然らざるを得ざる所なりと。

而して政府は五百萬圓を限り五箇月間に之を回收せしむるの條件を以て、制限外兌換券の發行を許可したるに、實際其の發行最高額は僅に五十萬圓に止ま

り、又其の發行は三月三日より四月一日に亘り三十日間にして悉く之を回収したり、第二回の發行は明治二十七年日清開戦の爲めに日本銀行の正貨準備大に減少し、同年末資金の需要頗る急を告げたる際にありて、此の時の發行最高額は四百餘萬圓に止まり、其の發行は同年十二月二十九日より翌年一月十四日に亘り十七日間にして悉く之を回収したり、故に當時當局者は貨幣市場の形勢逼迫せるを認むるや、一時の救済策として制限外の兌換券を發行したりと雖、其の發行額甚だ少なく、其の發行期間甚だ短くして、之か發行に關し當局者か甚だ慎重なる注意を與へたるの状あるを見るべきなり、然るに日清戦役後、遼東還付の爲めに人心を阻喪せしめ、商工業萎靡振はざるの状ありしかば、日本銀行は戦時の警戒を解き世上の人心を振作するの要ありとなし、先づ金利を引下げて事業の勃興を奨勵し資金需要を促進し、而して之に應ずるか爲めに制限外兌換券を發行し、且當時尙ほ政府貸上金の殘高ありしか故に、明治二十八年末の制限外發行高は五千五百餘萬圓に達するに至れり、而して之か反動として經濟界に一蹶蹶を來したるは著明なる事實なり、其れより清國債金の預合及び寄託の爲めに兌

兌換券發行高の膨脹

兌換券發行の景况一時變調を呈したるか、爾來日本銀行は資金の需要を感ずる毎に、容易に制限外の兌換券を發行し以て今日に至れり、故に當局者か制限外の兌換券を發行するに於て自ら規制すること、之を當初に比すれば大に寬嚴の趣を異にせるものゝ如し。

近時我か兌換券發行高は非常に膨脹せり、而して制限外の發行は殆ど平常の現象となり、其の發行往々七八千萬圓の巨額に達せり、當局者は此の兌換券の膨脹に關して如何なる意見を有するや、兌換券の發行に關して如何なる方針を執れるや、余輩は切に當局者の説明を得んと欲するものなり、然れども余輩は不幸にして未だ當局者の詳細なる説明を聞くこと能はざるなり、而して唯、纔に其の一斑を窺ふべき日本銀行總會に於ける松尾總裁の演説あるのみ、故に余輩は之を抄出して姑く當局者の説明に充てざるへからず、即ち左の如し。

三十八年二月の總會に於ては、三十七年の經濟界は非常の時局に際し頗る多事なりしと雖、取引上の信用は極めて鞏固にして、金融市場は常に平穩の狀態を持続したりと説き、且曰く、

兌換券をして變態を脱せしめよ

松尾日本銀行總裁の說明

金融市場の大勢斯の如し、本行貸出金の如きも外國手形割引に於て多少増加を來せるの外格別異狀あるを認めず、獨り政府に對する貸上金は軍事行動の進行するに従ひ其の金額漸く増進し、動もすれば兌換券の發行額をして過度の膨脹をなさしめんとするの虞あり、是に於て本行は七月及び十二月中前後二回の金利引上を行ひたり、蓋し昨年於ける兌換券發行額は四五月頃時に一億八千八百萬圓餘に下りしとありしか、爾後逐月遞加の大勢を持し十二月末には二億八千六百萬圓餘に達したり、戰時に於ては平時に比し多額の通貨を要すると勢止むを得ざる所とし、特に昨年中滿韓地方に回送したる兌換券は約三千萬圓に達するの計算なれば、現時に於ける内地の流通額は之を例年に比し別に著しき増加を爲したるものにあらざるか如し、

又曰く、

金銀輸出入の狀況を見るに輸入三千三百九十四萬圓餘輸出一億七百七十九萬圓餘なりとす、抑、戰時海外に對して正貨仕拂の増加するは實に止むを得ざることにして政府は豫て正貨の基金を設けて非常の事變に備ふる所ありたり、然れども今回の如き時局に際しては亦本行の正貨準備に須つと多からざるを得ず、因て政府は時局の發端に際し我か兌換制度の基礎を鞏固にするの目的を以て外債募集の計畫を立てられ、特に本行副總裁を倫敦に派遣せられ、英米市場に於て前後二回に二千二百萬磅の公債を發行するを得たり、而して本行は年末に於て正貨準備として八千三百萬圓餘の金額を保有するのみならず、尙ほ外債收入金として凡そ八千四百萬圓餘を有

し、我か兌換制度の基礎を正確に維持するを得たるは國家の爲め洵に欣ぶべき所なりとす。

三十九年二月總會に於ては、三十八年の金融甚だ緩慢なりしを説き、年末に至ては兌換券の發行高著しく増加し、末日には三億一千二百萬圓を超えしも、是れ専ら政府貸上及び大藏省證券の爲めにして、市場貸出高は前年末に比し却て減少したるを説き、且開戰以來の事情を述べて曰く、

戰局の規模頗る廣大なりしか爲め軍需品として海外より輸入するもの非常の巨額に上り、爲めに爲替相場に激變を生し本行正貨の引出頗る頻繁なるに至りしか、幸にして外債の募集により海外市場に爲替資金を備ふるとを得、因て兌換制度の維持を確實ならしむるを得たり、又軍費として内地市場に散布する所の資金極めて多かりしを以て、轉もすれば通貨膨脹の弊を生せんとするの虞無きにあらず、是に於てか政府は軍費支出の程度に鑑み、租税の納期國庫債券拂込の時期を適度に分割する等國庫と市場との間に於ける收支をして常に克く均衡を得せしむるとを企圖せられたり、之か爲め昨年末に至る軍費及び臨時事件費の總支拂高約十三億百萬圓餘に達したるに拘らず、通貨膨脹の弊を免れ經濟社會の秩序をして極めて健全ならしむるを得たり。

本年二月の總會に於ては、三十九年の商況金融とも要するに始終靜穩を以て

經過したるを説き、且曰く、

金融市場の大勢此の如くなりしを以て、本行の市場に對する貸出高は著しき増減なく、時々發行せらるゝ大藏省證券の引受を爲すに當り、一時出金の増加を來すことありしも、金融緩慢の際とて賣行順便に即日若くは數日にして賣切となるの例なりしを以て、本行の出金は迅速に回收するを得たり、唯、前段述べし所の如く十二月末に至ては各銀行年末決算資金の貸出一時に幅濶せしを以て、末日の貸出高は一億一千五百萬圓に及び發行高は三億四千一百萬圓を超え、制限外發行高亦七千四百萬圓に及へり。

日本銀行總裁が與へられたる説明は斯の如きのみ、故に日露戰役中に於ては我が經濟界の状態を樂觀し、其の極めて健全なりしを説きたるに拘らず、尙ほ通貨過度の膨脹を避けんと欲し、兌換制度の基礎を鞏固にせんと欲して、茲に警戒努力したるの狀を語ると雖、戰後に於ては兌換券發行總額か三億四千一百餘萬圓に達し、制限外の發行か七千四百餘萬圓に達したるに拘らず、年末決算資金の貸出一時に幅濶したりと云ふの外は、前途兌換券の増減に關して何等の意見を與へず、敢て此の非常の膨脹を意に介せざるものゝ如し、抑、戰時に於て兌換發行の景況か多少變調を呈するは止むを得ざるものありと雖、戰後に於ては速に其

の變調を矯正して常態に復せしめざるへからず、然るに戰後反て兌換券は一層の膨脹を加へ、而して日本銀行總裁か之に對して平然たるは何故そや、或は此の膨脹は年末一時の現象に過ぎずと思惟せるか、成程本年に入りて制限外發行は多きは六千六百餘萬圓より少なきは一千萬圓までの間を浮沈したりと雖、今日は五千五百餘萬圓に達し、發行總額は三億二千萬圓に達せり、故に制限外發行は直に回收せられずして要するに兌換券は膨脹の大勢を維持せり、或は正貨準備の割合増加せるか故に發行總額の膨脹憂ふるに足らずと云はんか、勿論正貨準備の多少は注意を要すと雖、發行總額の過多ならざるや否やは更に大に注意を要するなり、何となれば發行總額にして過多なれば正貨準備の多少に關せず、兌換制度は決して健全なるを得されはなり。

然らば則ち近時日本銀行か容易に制限外の兌換券を發行して憚らざるものは何故なるや、是れ余輩の大に疑ふ所なり、而して余輩は日本銀行か制限外發行の伸縮に由りて通貨の多寡を調理せんとする者なりと想像するの外なきなり、余輩は此の想像を下すに於て少しく據る所なきに非ず、即ち明治財政史を讀む

制限外兌換券を發行する理

兌換券をして變態を脱せしめよ

に、日清戦役後日本銀行か夫の償金預合に基き、政府預金を正貨準備として兌換券を發行したるの非なるを論じて曰く、抑、日本銀行か此の如き變則的準備を設けたるは當時の狀勢誠に已むを得ざるものありしも、久しく之を存するは決して經濟上良策に非ざるなり、何となれば制限外の發行は世人をして金融界に於ける資金の需要か平常の程度を超ゆること幾何なるかを推測せしむるを以て此の如く權宜の手段に依り徒に正貨準備を増加するときは、其の幾何か實際に於て平常以上の需要に屬して所謂警戒を要すべきものなるかを知る能はざらしむればなり」と、余輩は此の説か大藏省及び日本銀行の意見を表するものなるや否やを知らず、然れとも若し我が兌換券の操縦か斯の如き説に基くありとせば、外國に於ては専ら爲替相場の高低及び正貨の出入を以て金融界の晴雨計と爲すに反し、我が國に於ては専ら制限外發行の有無及び多少を以て金融界の晴雨計と爲さしめんとするものなり、兌換制度の作用を全く顛倒し、正貨準備に對する發行を不變不動の土臺と爲し、其餘に定額の發行を爲し、不足すれば更に制限外の發行を爲し、之に反して餘りあれば制限外の兌換券を回収し、尙ほ餘り

あれは定額の兌換券を回収し、成るべく保證準備に對する兌換券の伸縮に由りて通貨の多寡を調理せんとするものなり、經濟界の需要に従て正貨と兌換券とを互に交代出入せしむるにあらすして、保證準備と兌換券とを互に交代出入せしめんとするものなり、而して保證準備と兌換券との交換を行ひ得るものは獨り日本銀行あるのみなるか故に、通貨の多寡は大藏省及び日本銀行當局者の手心を以て左右せらるゝの結果となり、是れ兌換券をして實際殆ど不換紙幣の性質に陥らしむるものなり、然れとも兌換券は純然たる不換紙幣たらしむる能はず、故に其の發行總額過多るときは正貨準備の取付を受けざるを得ず、之を防かんとせば在外資金に對する爲替を賣出さゝるを得ず、我が正貨を失ふことは竟に避くへからざるなり。

故に余輩は我が兌換券をして速に變態を脱せしむるを最大急務なりと信するなり、而して日本銀行は先づ制限外の兌換券を回収することを務めざるべからず、若し我が國資金の需要多くして兌換券の發行を要すとせば、日本銀行は漸次に其の在外資金を正貨準備に移し、之に對して發行せる兌換券を以て資金の

制限外兌換券回収の必要

需要に應ずべきなり、即ち制限外の兌換券を正貨準備に對する兌換券に化せしむべきなり、而して日本銀行は固より兌換券過度の發行を慎まざるべからずと雖、若し正貨準備の取付を受くるに於ては須らく其の道を開放して之に應ずべきのみ、斯の如くせば兌換券發行定額の外に平常取付の恐なくして發行し得る對正貨準備の兌換券、幾何なるやを見極むるを得へし、而して對正貨準備の兌換券多きに過ぎ、更に發行定額を擴張するの餘地あるを知らば、茲に始めて其の擴張を實行すべきなり。(四十年九月)

殘稿一覽

紙幣増發の結果

(明治十三年一月、東京經濟雜誌掲載)

紙幣を利用せんには先づ其の數量を適度に保つこと最も勉むべし、通貨の一國に流通するや其の貨物に對して自ら定度存す、之を超えて其數量を増さんとするは甚た危し、我通貨は明治後に増加したるは疑ふべからざるも、其の貨物に對する割合に至りては、世論の喋々するか如く甚たしからざるべしと爲して、一八四二年より七六年に至る間の金銀產出額に徴し、歐米各銀行の金銀在高に照し、我紙幣と眞貨の間に今日の如き差價あるを致せしは、多くは眞貨の缺乏と、其の需要の増加とに因ることならんと論じ、更に大に講究の餘地あるべしと結論せるものなり。

論損減銀行紙幣處分法

(明治十四年十二月)

種々の事情によりて損減せる銀行紙幣の利は銀行の所得に歸すべきものなり、非ずして政府の所得に歸せざるべからざる所以を論じたるものなり。

紙幣を以て小數通貨となすの利害

(明治十七年九月一十月)

一圓及び五十錢等の小數通貨は貨幣を以てすへきか將た紙幣を以てすへきやに就き、歐米經濟學者の諸説を對照して之を評論したる後紙幣を以てするの利なるを説き、但し其の小數紙幣は各銀行をして濫發せしむることなく、政府紙幣を以て充つへきものなるを論したるもの、前後四回に亘りて詳述せり。

貨幣豐乏の利害

(明治十七年九月)

各國貨幣の歴史に三期あり、第一期は世蒙昧に屬し貨幣の良否を擇びに違あらざる時代是なり、第二期は政權若くは金力の爲めに貨幣制度の左右せらるゝ時代是なり、第三期は争論の時代是なりと爲し、次に貨幣増減の結果を論し、其の事の各人の利害に至重至大なる關係ある所以に及び、貨幣の増加を不利とするリカード、ケヤチス、ミル等諸氏の所説と、貨幣の豐多なるを利ありとするヒューム、マツカロツク、ラッレリ諸氏の所説とを對照し、最後に單複兩本位論に及び、此問題は新に貨幣を造るに當り、其の何れを取るへきかの問題にあらずして、金銀並ひ行はるゝ今日に於て其の一を廢すへきや將た存すへき

やの問題にして、今其一を廢するは人爲を以て特に攪亂するものなりと論し、複本位制に左袒せる説なり。

日米清の貨幣同盟を興すへし

(明治十八年十一月一十二月)

各國貨幣を異にするの不便は言を須むず、爲に萬國共同貨幣を用ふへしとの説あるも、此事や言ふこと易くして而かも行ふこと難し、而かも日米清の貨幣同盟を興さるへからすと爲して、種々の理由を説き、以て其の急務たるへきを警告し、更に之か方法に及び、之を行ふの結果日米清三國の貿易上に利する所多大なるを詳述せり。

小數紙幣存せざるへからず

(明治十九年二月)

茲に小數紙幣といふは一圓以下即ち半圓札、二十錢札、十錢札等にして、本位以下のものを指す、明治十八年十二月に於ける新舊小數紙幣流通高一千六百七十七萬三千餘圓あり、若し小數紙幣を廢すとせば、是等は銀貨に改鑄せざるへからず、然るに此小數紙幣に代はる程の小銀貨我國内に存せず、故に悉く小數紙幣を引揚げんとせば、之に代るの銀貨鑄造の爲め巨額の資金を要すへく、而

して此資金の利子は年々之を損せざるを得ざるへし、故に小數紙幣を存すへきなりと論せり。

世界の不景氣を叙して金貴銀賤の影響を論ず

(明治三十年五月)

近時世界の不景氣に就ては、金貨の匱乏によると爲すもの、歐米諸國争ふて金貨單本位を採用したるか爲め複本位の平均作用破壊せられたるによると爲すもの、生産發達し運輸開通によりて物價下落せるによると爲すものとの三説ありと叙し、過去十五年間の諸物價下落の統計に徴し、金貴銀賤の影響多大なるを示し、銀貨國が銀貨下落の爲めに受くる所と、金貨國が金貨騰貴の爲めに受くる所の相違を述へ、我日本をして早晚金貨國たらしめんと計畫せらるゝ如きに對しては、吾輩は熱心に之に抵抗せざるを得ずと論せり。

編者云く、以上數篇は著者か青年時代經濟雜誌記者として執筆せしものに係り、爾後正金銀行に入りて十八年間行務に隨はれたるを以て雜誌上の所論を缺けり、而して左は明治三十八年十一月經濟雜誌社長として鼎軒氏の遺業を繼きたる後の殘稿に屬するものなり。

銀塊相場と補助銀貨

(明治三十八年十二月)

我が政府か明治三十年新貨幣法を制定して金貨本位を立てらるゝや、本位金貨と補助銀貨との割合を定むること甚しく其の當を失したりと爲して當時經濟雜誌其他の修正意見の容れられさりし次第より、近時の銀價高低、銀塊相場に基ける金銀の割合を掲げ、今後爲替本位を實行せんとする國は、如何に金銀比價を定むべきかを熟考する要あり、是等の事實に考ふる時は、畢竟列國共同の複本位を實行するに非ずんば、世界の貨幣問題に對して、最後永久の解決を與ふるに足らざるを知るべきなりと論せり。

補助銀貨の改正

(明治三十九年二月)

我が補助銀貨と本位銀貨との比例適當を失せるは、貨幣制度上の一大缺點なるか、政府は今回改正案を議會に提出するに至りたるは、余輩の大に悦ぶ所なりと爲し、而かも政府にして之を改正せんとす、何故に今一層其量目を減少して金銀の比價を歐米諸國又は我が最初の貨幣制度に於けるか如く、金一銀十三四の間に定めさりしかと論し、兎に角今回の改正は當分我が貨幣制度の危険を除去するものなれば速かに實行を望むと結言せり。

銀塊相場の暴落

(明治四十年十月)

近年倫敦銀塊相場激變したるが爲め、我が對清爲替相場は俄然騰貴し、輸出入共殆んど中絶の姿となり、商海頓挫の状況あるは甚だ遺憾とすべし、然れども銀の産出決して著しく増加せるに非されは、幾時ならずして必ず相當の平準相場に立戻り、恢復に向ふべきを信する旨を記せるものなり。

正金銀行の軍票整理業務

(明治三十八年十二月)

我が政府は戰時滿洲に於て發行したる軍票の整理處分を横濱正金銀行に命令したるか、此事たる早晩清國政府か全國に實行せざるへからざる一の貨幣制度に對し、恰好の模範を供するものにして、清國政府をして貨幣制度改革の方針及難易を知悉せしむるに大補あるべく、是れ非常の利益にして、爲めに及ぼす無形の感化は量るべからざるものあらんと論し、之を歓迎したるものなり。

正金銀行の銀行券

(明治三十九年九月)

我が政府は横濱正金銀行か關東州及び清國に於て發行する銀行券に關して、今回終に一の勅令を公布せられたり、滿洲に畫一の通貨を確定するは最大急務なれば、此勅令の公布に會し、欣喜措く能はざるも、滿洲の通貨問題は、之を以て未だ根本的の解決を得たりと云ふこと能はずとて、勅令の内容を一々評論し、尙ほ其の足らざる點を指摘したるものなり。

滿洲の通貨問題

(明治三十九年八月)

滿洲に於ける畫一通貨維持の必要なる所以、並に之に對する阻害事情を述べ、而かも畫一通貨を維持するは頗る利益多き理由と其の急務なる次第を詳述したるものなり。

滿洲通貨問題の解決如何

(明治四十年四月)

日露の戰役に際し、我軍をして金銀券何れを使用せしむべきかに就て議論多かりしか、廟議終に軍用手票と稱する銀券を發行し、政府は戰後着々軍票回收を實行し、正金銀行の一覽拂手形を以て之に代らしめんことを期したりと雖、軍票の回收せらるゝ割合に正金手形の出つること少なく、滿洲は再び畫一の

通貨を失はんとせり、政府は正金手形の流通高を増加せしめ、滿洲の畫一通貨を維持せんことを期したりと見え、勅令を公布せられたるも、勅令の精神は爾來何等の發展なく、正金の之に對する經營亦一進一退の狀なる如き實に失望に堪へず、抑、滿洲に銀貨本位の通貨制度を設立するときは、金貨國たる本邦に對する通商關係に於て不便あり、而して今日滿洲の通貨は一半金貨本位、一半銀貨本位たるの撞着せる事實ありと雖、結局金貨本位となるへし、戰時に於て立てたる滿洲の畫一通貨を維持するに失敗したる以上は、速に滿洲の通貨を金貨本位とし、日韓滿の通貨統一を實行せざるへからすと論じたるものなり。

南滿洲の通貨

(明治四十年九月)

政府は三十九年九月正金銀行の銀行券に關する勅令を公布し、此銀行券は關東州及び清國に於て公私一切の取引に無制限に通用するものたるを宣明せるも、殆んど空文に屬し、而かも更に四十年三月一新勅令を公布し、關東都督府に於ける租稅其の他の歳入に關する規定中、銀を金に改むと規定して、その撞着を敢てせり、今日の事情となりては速かに金貨本位の方針を以て滿洲の通貨問題を定め、日韓滿通貨統一の實を擧ぐるを最も急務とするなり、又之を決

するに與りて力あるは、南滿鐵道會社の取捨にあり、同會社は四十年十月十日より金貨本位を以て其の勘定を立つるの議を決したるは、實に斯問題に對し決案を與へたるものなりと論せるものなり。

日本の金貨資力

(明治四十年五月)

阪谷藏相が經濟學協會例會に於ける、我が戰後の財政經濟に關する演說の大要を引例し來りて、政府及び日本銀行の所有する金貨資力に論及し、政府が利子を負擔せる巨額の公債募集金を積立て、之を金貨準備に充つるか如きは、非常の不經濟なれば、之を以て公債を償還せざるへからざる所以を論じたるものなり。

歐米各國の正貨所有高

(明治四十年五月)

前論に亞いて更に歐洲諸國の中央銀行紐育市の諸銀行並に米國大藏省の所有する正貨の高を示し、今我が日本銀行は約二億五千萬圓の金貨を所有するか故に、更に之に加ふるに一億圓を以てする時は、優に英蘭銀行及び日耳曼銀行と比肩するを得るなり、故に一躍して我が金貨準備を五億圓餘と爲すは外國

との比較より考ふるも多きに失するものと爲し、空しく不要の在外資金を積立つるを止め、之を以て公債を償還するの得策なるを論じたるものなり。

單復本位貨幣論集

明治十九年一月刊行
經濟雜誌社發兌

本書は貨幣論壇上最も著名なる歐米諸大家の論説を纂譯したるものにして、廣く世に行はる、菊判百三十餘頁の冊子なり、遺稿として本書に収録することを得ざるを以て、茲に要目を掲げて参照に供す。

- 復本位制及補助貨幣を論ず……………ジョン・スチュアート・ミル
- 復硬貨制論……………ヘンリー・セルニウス
- 本位の戦争……………スタンリー・ジェヴォンス
- 銀貨論……………同
- 復硬貨制論……………エミール・ド・ラヴレ
- 銀貨疑問……………サミュエル・スミス
- 本位の戦争……………ジョージ・アール、ギブソン
- 銀貨廢止の結果……………アーネスト・セイド

貨幣本位

田口鼎軒氏は該書の巻頭に九頁に渉る序文を記し、大に稱揚する所あり、其の一節に云く、余受けて之を閲するに皆な是れ名論卓説にして、或ひは政事に感ぜしものあり、或ひは輿論を動かしたるものあり、余私に君か早く意を之に注ぎ、此舉ありしに感ずるなり、思ふに此書や世間多數の人は未だ十分に善く解す能はざるものあるへし、然れども苟も國事に注意するものは一讀せざるへからざるなり、嗚呼余や君と共に尺氏の門に遊ひ、經濟雜誌社を創立するに及ひて、又た君と事を共にせり、余常に外事に鞅掌す、故に經濟雜誌をして精確の名を得せしめしものは、實に君の力多きに居るなり、而して其間英國憲法史、社會學原理等の譯あり、今又た加ふるに此譯を以てす、其勤勉知るへきなり、云々、以て本書の性質を知るへし。

肅堂遺稿
貨幣論終

明治四十五年六月二十四日印刷
明治四十五年六月二十四日發行

定價貳圓五拾錢

著作人兼
發行人

乘竹錄

東京市小石川區第六天町二十五番地

印刷人

佐久間衡治

東京市京橋區西紺屋町二十七番地

印刷所


株式會社 秀英舍

東京市京橋區西紺屋町二十七番地

發賣所

合名會社 經濟雜誌社

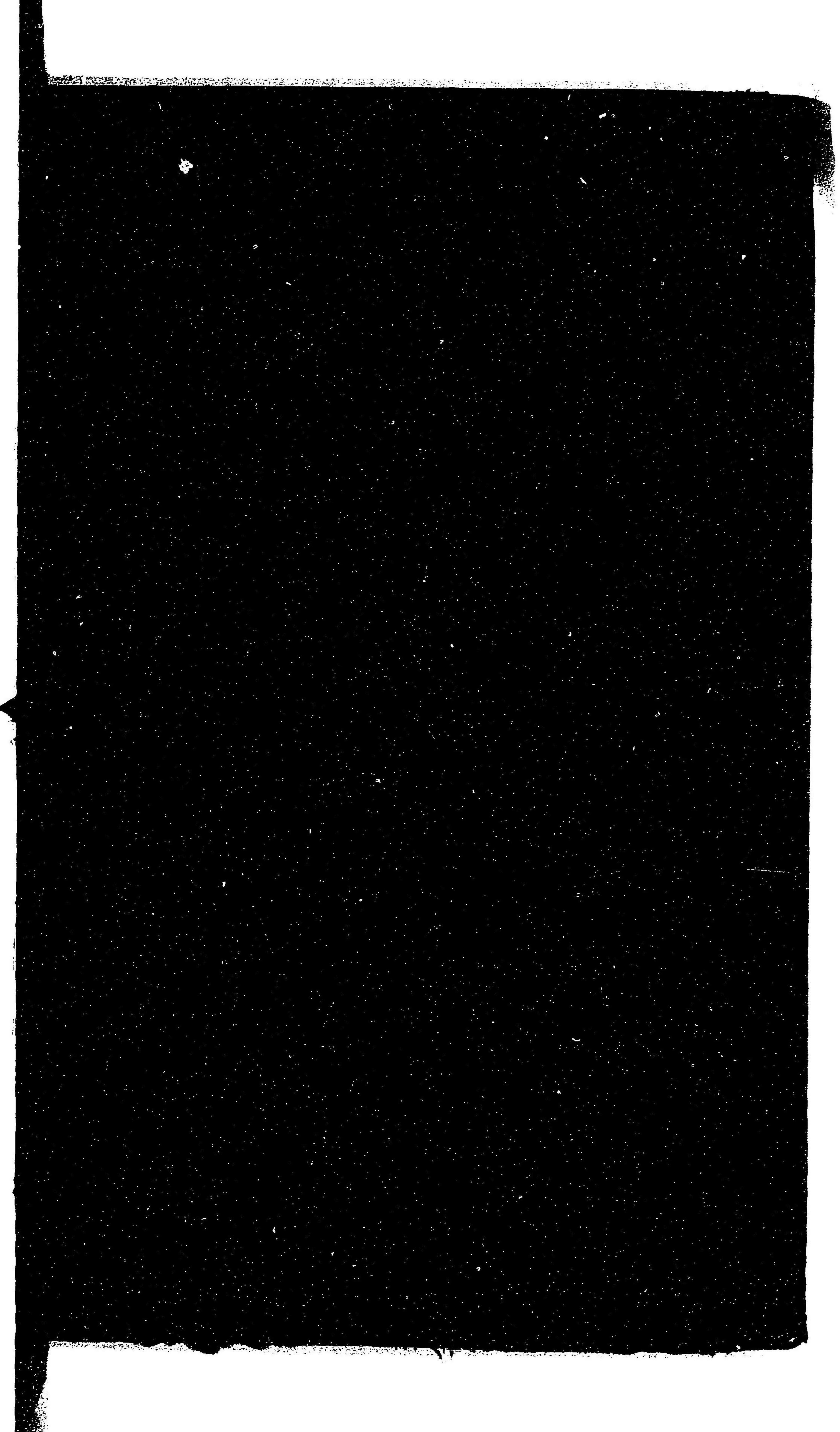
東京市京橋區彌左衛門町七番地



330

96

5



336
96

040971-000-1

336-96

貨幣論

乘竹 孝太郎/著

M45.6

BDF-0071



